



令和 6 年度
調布市農業振興計画
(改定版)
取組状況報告書

令和 7 年 8 月 調布市

はじめに

調布市では、平成27年の「都市農業振興基本法」の制定や、「都市農業振興基本計画」の策定、東京都における「東京都農業振興プラン」の策定を受け、令和2年4月を計画始期とした「調布市農業振興計画」を策定し、計画に位置付けた具体的な取組を推進しています。

また、本計画策定から5年が経過した令和6年度に、近年の都市農業における環境の変化や市内農業の実態を踏まえ、中間見直しを行っております。

「調布市農業振興計画（改定版）」では、農家が持続的に多種多彩な「豊かな農業」を営み、市民の「暮らし」に彩りを与え、農家と市民が持続可能な農業の環境の形成を目指して、調布市農業の将来像を「暮らし彩る調布市農業～持続可能な農業を目指して～」と設定しています。

本書は、「調布市農業振興計画（改定版）」に掲げた「いきいきとした農業経営」「農のある地域づくり」「農地の保全・活用」の3つの基本方針に基づいた取組状況を振り返り、本計画の円滑な推進を図るために各事業の取組について周知・啓発を行っています。また、目指す調布市農業の将来像の実現に向け、活用してまいります。

令和7年8月

調布市 生活文化スポーツ部 農政課

目 次

●調布市農業振興計画（改定版）の概要	1
●計画に位置付けた基本方針	1
●計画の体系	3
●基本方針1 いきいきとした農業経営	
(1) 農業経営の支援	4
(2) 新鮮で安全安心な農産物への取組推進	11
(3) 多様な担い手の確保・育成	14
(4) 農家の販売力の強化	20
●基本方針2 農のある地域づくり	
(5) 市内農産物の消費拡大	27
(6) 多様な農業体験の場づくり	30
(7) 都市農業を活かした食育の推進	42
(8) 農業・農地への理解促進	47
●基本方針3 農地の保全・活用	
(9) 都市農地の保全	53
(10) 都市農地の多面的機能の発揮	61
(11) 農のあるまちづくりの推進	67
●資料編	
・調布市農業の現状	71
・農地面積の推移	73

調布市農業振興計画（改定版）の概要

計画の策定日	令和2年3月
計画の改定日	令和7年3月
計画期間	令和2年度から令和11年度までの10年間
調布市農業の将来像	くらし彩る調布市農業 ～持続可能な農業を目指して～

計画に位置付けた基本方針

3つの基本方針に基づき、以下の具体的取組を図ります。

基本方針1 いきいきとした農業経営

【取組方針】

○農業経営の支援

認定農業者制度の積極的な活用や周知の拡充、国や都、市の各種補助金・制度の周知強化を図ります。また、生産性の向上を目指し生産者組織の育成と体制の強化を図ります。

○新鮮で安全安心な農産物への取組推進

新鮮で安全安心な農産物の生産・供給を推進するため、農家に対し、環境保全型農業に関する情報提供や有機質肥料の配付を行います。

○多様な担い手の確保・育成

農作業の省力化に関する先進技術や東京型スマート農業に関する情報提供を行い、負担軽減の取組を支援します。また、将来の調布市農業を支える農業後継者の育成のほか新規就農者等の多様な担い手への支援拡充を図ります。

○農家の販売力の強化

ブランドキャラクターの活用や飲食店での市内農産物の活用等により、調布市産ブランドの普及を図ります。また、インショップ販売や駅前での農業イベントの開催促進等、市民が集まる場所での販売促進を図ります。

基本方針 2 農のある地域づくり

【取組方針】

○市内農産物の消費拡大

直売所・市内農産物の認知度向上を目指し、直売所マップの更新や配布、電子化や効果的な媒体による情報を発信します。また、多くの市民に市内農産物を手にもらえるよう、野菜の自動販売機導入に対して支援を行います。

○多様な農業体験の場づくり

市民が農とふれあう機会の充実のため、市民農園やふれあい体験農園の充実、農業体験ファームの支援、観光農園を推進します。また、農業イベントや農業体験等の開催により多くの市民が参加可能な農業体験の場づくりの支援を検討します。

○都市農業を活かした食育の推進

地域全体で取り組む食育の推進のため、学校給食における市内農産物の活用の推進や、農業体験を希望する学校及び食育指導にあたる農家への支援を検討します。また、学童・学校農園の支援のため、農家と学校のマッチング等により学童・学校農園を推進します。

○農業・農地への理解促進

効果的な情報発信媒体を活用した各種イベント情報や、各農家によるSNS等を用いた情報発信により、市民ニーズの高い情報の収集・発信をします。また、市民との交流機会の充実・拡大のため、農業イベントのPR強化やプログラムの充実を図ります。

基本方針 3 農地の保全・活用

【取組方針】

○都市農地の保全

「都市農地貸借法」の活用促進や、関連法制度の活用や各機関との連携による相談窓口紹介等の情報提供により、多様な形態による農地・農業の保全を図ります。

○都市農地の多面的機能の発揮

農地の持つ多面的機能の発揮に向け、各種取組を支援します。また、「未来に残す東京の農地プロジェクト」を活用した農業用井戸の設置等の防災機能の強化を引き続き推進するほか、農地が有する防災機能を周知することで、その機能が発揮されるよう努めます。

○農のあるまちづくり

「いきいきとした農業経営」、「農のあるまちづくり」、「農地の保全・活用」の3つの基本方針から、具体的な取組を展開し農地の保全・活用を図ります。また、農地と住宅地の共存を目指し、農業関係機関と連携を図りながら農のあるまちづくりを進めます。

計画の体系

	基本方針	取組名
基本方針1 いきいきとした農業経営	1. 農業経営の支援 2. 新鮮で安全安心な農産物への取組推進 3. 多様な担い手の確保・育成 4. 農家の販売力の強化	«取組1－1» 意欲ある農家への支援 «取組1－2» 生産者組織の育成・体制強化 «取組2－1» 環境保全型農業の推進 «取組2－2» 持続可能な農業生産の促進 «取組3－1» 農作業の省力化 «取組3－2» 担い手への包括的な支援拡充 «取組4－1» 調布市産ブランドの普及 «取組4－2» 多様な販路の拡大
基本方針2 農のある地域づくり	5. 市内農産物の消費拡大 6. 多様な農業体験の場づくり 7. 都市農業を活かした食育の推進 8. 農業・農地への理解促進	«取組5－1» 直売の利用促進 «取組5－2» 市民に身近な販売形態の推進 «取組6－1» 農業体験の場の充実 «取組6－2» 多様なニーズに応じた農業体験の場づくり «取組7－1» 地域全体で取り組む食育の推進 «取組7－2» 学童・学校農園の支援 «取組8－1» 農業情報の発信強化 «取組8－2» 市民との交流機会の充実・拡大
基本方針3 農地の保全・活用	9. 都市農地の保全 10. 都市農地の多面的機能の発揮 11. 農のあるまちづくりの推進	«取組9－1» 生産緑地の活用 «取組9－2» 相続対策の支援 «取組10－1» 多面的機能の発揮の促進 «取組10－2» 防災機能の強化・拡充 «取組11－1» 農のあるまちづくり «取組11－2» 農業関係機関との連携

基本方針1 いきいきとした農業経営

(PLAN)

(1) 農業経営の支援

《取組1-1》意欲ある農家への支援

認定農業者制度の積極的な活用や周知の拡充を図ります。

意欲ある農家を積極的に支援するため、国・都等の各種補助金・制度に関する情報収集・周知・活用促進及び市ホームページ・パンフレット・回覧の配付等による市の各種補助金・制度の周知強化に取り組みます。

《取組1-2》生産者組織の育成・体制強化

生産性の向上を目指し、生産者組織の育成と体制の強化を図ります。

取組名	取組項目	取組内容	推進主体
《取組1-1》意欲ある農家への支援	認定農業者制度の活用促進及び周知の拡充	(1)「農業経営改善計画書」の作成やその実現に向けた取組について、技術・経営の指導等総合的に支援及び制度の周知の拡充	J A 国・東京都等 調布市 農業委員会
	合理的な農業経営の促進	(1)家族経営での給料化や就業条件等を取り決める「家族経営協定制度」の促進	農家 J A 国・東京都等 調布市 農業委員会
	各種補助金・制度の周知・活用	(1)国・東京都等の各種補助金・制度に関する情報収集・周知・活用促進 (2)調布市の各種補助金・制度に関する周知・活用促進	J A 国・東京都等 調布市 農業委員会 調布市 農業委員会
《取組1-2》生産者組織の育成・体制強化	農業生産者団体等への育成支援	(1)農業生産者で構成する農業生産団体へ「農業生産団体育成補助金」を活用した支援	調布市

主な取組内容

(D0)

《取組 1－1》意欲ある農業者への支援

- ・市内で活動する水利組合に対して、水路のしゅんせつ作業に助成することで、水田等の保全を図りました。
- ・認定農業者制度を申請された農業者へ、家族一人ひとりの役割と責任を家族間で話し合い明確にする「家族経営協定制度」を促進しました。
- ・市独自の補助事業である「都市農業育成対策事業」により、農業用設備の整備等を行った農業者に対して、事業に要した経費の2分の1以内を補助しました。
- ・農業だよりを配付し、各種補助事業の案内のほか、制度に関する周知・活用促進を図りました。

《取組 1－2》生産者組織の育成・体制強化

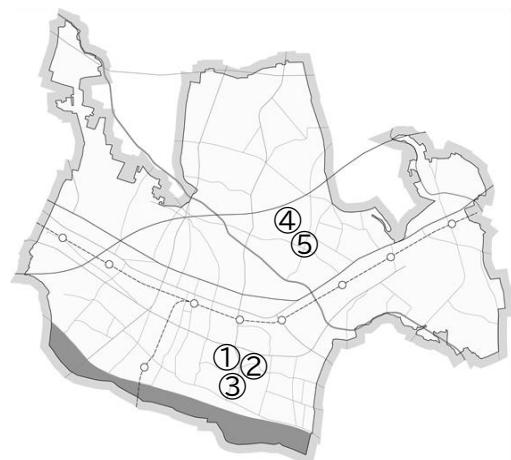
- ・農業生産者で構成する農業生産団体が行う、生産技術向上のための講習、研修等の事業に対して補助しました。

★主な取組実績

■農業用水路しゅんせつ事業

田んぼの保全に必要な水を確保するため、井戸等から取った水を田んぼまで運ぶ農業用水路のしゅんせつ（清掃作業）を実施した水利組合に対して補助しました。

	内 容
目的	市内の水稻栽培に必要とされる農業用水路を確保するため、農業用水路のしゅんせつ事業を実施した水利組合に対する補助
対象事業	1 農業用水路の清掃に関するもの 2 上記のほか、農業用水路に係る小規模な補修に関するもの
補助金額	組合割：しゅんせつ事業の延べ回数×2,000円 + 24,000円 組合員割：しゅんせつ事業に参加した延べ人数 ×100 円 + 1,000 円



<令和4年度～令和6年度の実績>

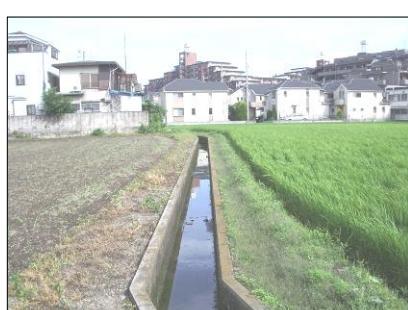
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助数	6組合	5組合	4組合

※補助数は、年度内にしゅんせつを実施した組合

～市内水利組合～



①中新田水利組合



②本田水利組合



③見取場水利組合



④絵堂水利組合



⑤下佐須水利組合

■調布市都市農業育成対策事業

認定農業者等の農業経営に意欲ある市内農業者に対し、農業用資材及び機械設置、農業経営管理機器の設置等、農業経営の向上に資する取組を支援しました。

<都市農業育成対策事業の概要>

項目	内 容
目的	農業経営の向上
対象者	市内に住所を有する認定農業者、農業経営に意欲ある農業者
補助対象	<input type="checkbox"/> 農業用資材の補修及び農業用機械の購入 <input type="checkbox"/> 農業経営管理機器等の導入と設置等 <input type="checkbox"/> 農業施設更新に伴う既存農業施設の撤去費用 <input type="checkbox"/> 自然災害により被災した農業施設の撤去費用(国・都補助金との重複は不可)
補助金額	補助率1／2以内　限度額：認定農業者60万円、その他農業者30万円

<令和4年度～令和6年度の実績>

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助数	28	25	27
整備内容	軽トラック マルチャー導入等 発電機 ネギ用管理機 防風ネット等	軽トラック 農業用ハウス整備 農業用トラクター 食品乾燥機 野菜自販機等	軽トラック 農業用ハウス整備 農業用トラクター 野菜自販機 マルチャー導入等

【整備例】



農業用トラクターの購入



農業用ハウス整備



マルチフィルムを張るマルチャーの購入



直射日光を調節する遮光ネットの導入

■認定農業者に係る取組

・認定農業者制度

□認定農業者制度とは

意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」を農業経営基盤強化促進法に基づき、市が地域農業の将来目標を定めた「基本構想（農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想）」に照らして認定し、その計画達成に向けた取組を市、農業関係機関・団体が支援する制度

□認定農業者になると

経営改善に向けた相談や研修の受講、農業経営支援に関する補助事業の活用などが可能

<補助事業（例）>

・調布市都市農業育成対策事業（調布市）

・都市農業活性化支援事業（東京都）＊認定農業者であることが必須要件

□認定農業者になるには

今後5年間で取り組む経営改善の内容を記載した「農業経営改善計画認定申請書」を市長に提出し、調布市農業経営改善支援委員会での審査を経て認定される

□農業経営改善計画とは

農業経営者が農業経営の改善に関する目標を達成するための5年間の計画を所定の様式により作成

計画策定に当たっては、市、東京都農業振興事務所、東京都中央農業改良普及センター、一般社団法人東京都農業会議、マイinz農業協同組合の実務担当者が相談に当たり支援

□共同申請

農業経営改善計画の認定申請する際、親子や夫婦など家族経営の構成員が複数人の場合、共同申請することが可能。

なお、共同申請する場合には、家族間で「家族経営協定」を締結され、農業収益の配分などの取り決めが必要

・農業経営基盤の強化に関する基本的な構想（令和5年3月・東京都調布市）の概要

基本構想の目的

本構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。）第6条の規定に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」として、市が今後7年間（令和5年度～令和11年度）において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするもの

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

農家数189戸(R2)⇒117戸(R11)、農地面積128ha(R3)⇒111ha(R11)、中核的な農家数60戸(R11)など

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営指標

（経営モデルの設定）

1 所得目標：1,000万円 東京の農業をリードする経営体モデル

2 所得目標：600万円 地域の農業を担う経営体モデル

3 所得目標：300万円 農業の広がりを支える経営体モデル

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、に関する目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項

（農家数189戸(R2)⇒117戸(R11)、農地面積128ha(R3)⇒111ha(R11)、中核的な農家数60戸(R11)など）

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 全域市街化区域のため該当なし

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項 全域市街化区域のため該当なし

附則 この基本構想は、令和5年3月31日から施行

<認定農業者の推移>

	認定農業者数	経営体数	認定年月日	新規認定	更新者数	減員数
H28	47人	38 経営体	H29.3.31	9人	—	—
H29	51人	38 経営体	H29.12.1	5人	17人	1人
H30	55人	39 経営体	H31.3.15	4人	6人	—
R1	58人	42 経営体	R2.3.31	3人	12人	—
R2	60人	43 経営体	R3.3.31	4人	4人	2人
R3	59人	42 経営体	R4.3.31	0人	8人	1人
R4	67人	46 経営体	R4.12.1	10人	20人	2人
R5	71人	50 経営体	R6.3.15	6人	6人	2人
R6	74人	50 経営体	R7.3.31	3人	18人	—

令和7年4月 調布市農政課発行 運営先 042-481-7162

農業だより～調布市からのお知らせ～

～トピックス～

マルシェ ドゥ 調布が開催されます！！

夏野菜、冬野菜が旬を迎える6月と12月に、市内農産物のPRや生産者と消費者のふれあいの場となる「マルシェ ドゥ 調布」をトリエ京王調布C館横(シアタス調布の横)にて開催しました。

農家の皆さんが丹精込めて育てた新鮮な農産物の即売や多彩な飲食店・雑貨店が出店し、多くの方が来場されました。

開催期間中、6月は約1400点、12月は約1700点の市内農産物が出荷され、全て完売しました。

また、飲食店では市内産農産物を使用した料理の販売もされ、大変好評でした。

次回は、6月28日・29日に開催予定！

次回のマルシェ ドゥ 調布は、6月28日(土)、29日(日)の開催を予定しております。



～運営しているSNSを市ホームページで紹介しませんか～

市では、日々、イベント情報や出荷している新鮮な農産物の情報などを発信している農家さんのSNSの紹介を市HPにて行っております。

SNSのフォロワーを増やす機会として掲載してみませんか！

掲載を希望される方は、農政課まで御連絡ください。

■ 「農業生産団体育成補助金」を活用した農業生産者団体への育成支援

市民に安全で安価な市内農産物を提供することを目的に、農業生産者で構成する農業生産団体が行う「果樹栽培の技術改善等及び経営安定を図る事業」、「契約野菜を出荷することによる安全な野菜の安定供給を図る事業」、「生産技術向上のための講習及び研修を行う事業」等に対して支援しました。

【支援対象団体】

- ①マイinz農協調布そ菜部会
- ②JAマイinz調布果樹部会
- ③神代野菜直売協議会
- ④神代果樹生産者組合
- ⑤神代地区都契約そ菜出荷組合

基本方針 1 いきいきとした農業経営

(PLAN)

(2) 新鮮で安全安心な農産物への取組推進

《取組 2-1》環境保全型農業の推進

新鮮で安全安心な農産物の生産・供給を進めるため、農家に対し、環境保全型農業に関する情報提供や、環境に配慮した農産物の栽培を実践しようとする農家への有機質肥料の配付を行います。また、東京都工コ農産物認証制度等の農業認証取得促進、市ホームページ等での紹介によるPRの強化に努めます。

《取組 2-2》持続可能な農業生産の促進

安定的な生産体制の強化のため、病害虫等に対する防除設備への支援に努めるほか、鳥獣害防止対策、植物・畜産防疫体制、災害対策に関する情報提供等を実施します。

取組名	取組項目	取組内容	推進主体
《取組 2-1》 環境保全型農業 の推進	環境保全型農業 の推進	(1)環境保全型農業に関する 技術習得等の情報提供	J A 国・東京都等 調布市
		(2)環境保全型農業による 農産物について市民へ適切 な周知・PR	農家 J A 調布市 農業委員会
		(3)東京都工コ農産物認証 等、農業認証の取得促進 と、取得した農産物の市ホ ームページ等でのPR強化	農家 J A 国・東京都等 調布市
		(4)有質肥料の配付	J A 国・東京都等 調布市
《取組 2-2》 持続可能な 農業生産の促進	安定的な生産 体制の強化	(1)鳥獣害防止対策の強化に 関する情報提供、防除施設 の設置支援等	農家 J A 国・東京都等 調布市 農業委員会
		(2)病害虫等からの被害を 未然に防ぐための資材の支 援や防除・畜産防疫体制に 関する情報提供	J A 国・東京都等 調布市
		(3)災害対策に関する情報 提供や収入保険及び農業 共済の情報提供	J A 国・東京都等 調布市 農業委員会

主な取組内容

(D0)

《取組 2－1》環境保全型農業の推進

- ・化学肥料や農薬の使用量等に配慮した環境保全型農業を推進するため、市独自の「都市農業育成対策事業」を活用した農業用設備の整備や農業用資材の購入に対して助成するほか、希望する販売農家に対して有機質肥料を配付しました。
- ・東京都エコ農産物認証を取得した農家を、市ホームページ等でPRしました。

《取組 2－2》持続可能な農業生産の促進

- ・安定的な生産体制の強化として、自然災害等のリスクに備えて保険料の一部を国が補助する収入保険制度や園芸施設共済制度について、農業だよりや市ホームページで紹介しました。

★主な取組実績

■有機質肥料の配付による環境保全型農業の推進

市内に住所を有し、市内の農地面積10a以上で耕作して市内販売している農家に対して、環境保全型農業への取組を促進するため、環境に配慮した栽培に取り組みやすい基盤整備や資材購入費に対して助成するほか、有機質肥料を配付しました。

<令和4年度～令和6年度の実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
配付数	105件	104件	110件
有機質肥料 内訳			
肥料1 15kg (主な原料：牛糞、舞茸菌床)	555袋	507袋	512袋
肥料2 20kg (主な原料：有機質系樹皮)	279袋	342袋	261袋
肥料3 15kg (主な原料：牛糞、バーク)	1,784袋	1,494袋	1,672袋
肥料4 15kg (主な原料：鶏糞)	700袋	678袋	501袋
合 計	3,318袋	3,021袋	2,946袋

■自然災害等のリスクに備えて

自然災害等のリスクに備えて保険料の一部を国が補助する収入保険制度や園芸施設共済制度について、農業によりや市ホームページで紹介する等、持続可能な農業生産の促進に努めました。

<参考：「農業だより」抜粋>

～農業収入保険制度のご案内～

平成31年1月から始まった「収入保険」は、農業をされている方の経営努力では避けられない、自然災害や農産物の価格の低下などで、売上が減少した場合に、その減少分の一部を補償する保険です。

保険料には、2分の1の国庫補助があります。

詳しくは農林水産省や調布市のホームページの「収入保険制度」をご覧ください。

●加入のお問い合わせ先 東京都農業共済組合 TEL042-381-7111

(3) 多様な担い手の確保・育成

《取組 3-1》農作業の省力化

省力化に関する先進技術や東京型スマート農業に関する情報提供を行い、負担軽減の取組を支援します。

《取組 3-2》担い手への包括的な支援拡充

多様な担い手への支援拡充を図るため、国や都と連携して新規就農者・セカンドキャリア就農、女性農業者や後継者への支援に努めます。また、福祉と連携した取組についても研究します。

取組名	取組項目	取組内容	推進主体
《取組 3-1》農作業の省力化	農作業省力化への支援	(1)農作業の省力化に関する先進技術の情報提供	J A 国・東京都等 調布市 農業委員会
	東京型スマート農業に関する情報提供	(1)東京型スマート農業に関する基盤整備、講習会等の情報提供	J A 国・東京都等 調布市 農業委員会

取組名	取組項目	取組内容	推進主体
《取組3－2》 担い手への包括的な支援拡充	新規就農者・セカンドキャリア就農への支援	(1)関連機関との連携による新規就農者への支援	国・東京都等 調布市 農業委員会
	女性農業者への支援	(1)農業技術・経営講習会の参加促進や流通販売、加工、情報発信等の取組支援	J A 国・東京都等 調布市 農業委員会
	後継者への支援	(1)国や都による後継者研修や後継者支援の情報提供	J A 国・東京都等 調布市 農業委員会
	援農ボランティア等の活用促進	(1)都の制度を活用した支援	J A 東京都 調布市 農業委員会
	農福連携による取組の研究	(1)福祉施設や障害者支援団体等による取組支援の研究	農家 J A 調布市
	各担い手への相談体制の強化	(1)各機関と連携した相談体制の強化	J A 国・東京都等 調布市 農業委員会
		(2)東京都指導農業士制度の認定促進	国・東京都等 調布市 農業委員会

主な取組内容

(D0)

《取組 3－1》農作業の省力化

- ・東京都やJAマイinzと連携し、農作業の省力化につながる基盤整備の支援に努めました。

《取組 3－2》担い手への包括的な支援拡充

- ・新規に農業を始めたい方については、国や都と連携した支援に努めました。
- ・援農ボランティアに関する希望調査を実施し、農家の意向把握に努めました。
- ・援農ボランティアを検討する農家に対しては、東京都と連携し「とうきょう援農ボランティア」を紹介する等、援農ボランティアにつなげました。
- ・滝坂小学校地域において、JAマイinzと連携し新たな学童農園の開設に向けて土づくりを実施しました。
- ・市ホームページ等で、就農を検討中の方や就農予定（農家子弟等）の方等に対し、専門的な相談ができる窓口を案内しました。
- ・女性農業者の任意団体である「はなみずき」の会の運営を支援しました。
また、女性農業者で構成された「W-minds^{ウーマインズ}」に対し、調布駅前周辺で開催した「マルシェ ドゥ 調布」への出店を支援する等、女性農業者の活動を支援しました。

★主な取組実績

■スマート農業

令和6年度の農家意向調査では、スマート農業の活用についておおよそ1割が「活用を検討している」と回答した一方で、「活用は検討していない」と回答した農家がおおよそ8割と多く、スマート農業の活用に興味を持つ農家が少數であることが分かりました。

ロボット（ドローンや自動トラクター等）の導入が期待できる地方部と異なり、住宅地に囲まれた都市農地では小規模農家が多いため、活用が限定的なことや導入において多額の費用が掛かる等、メリットを感じていない農家が多いと考えられます。

引き続き、スマート農業に関する基盤整備の情報提供等、先進的な導入事例紹介等に努めました。

■新規就農者・後継者への支援

農業を始めたい方（就農予定農業後継者も含む）の相談内容に応じて、国や都が実施する就農希望者向けの農業研修や専門的な対応ができる就農・経営相談窓口を案内する等、都内で就農を目指す方への支援に努めました。

〈市ホームページでの案内〉

都内で就農を目指す方への支援

都市農業について

都市農業は、畠と食卓(消費地)が近いことが最大のメリットです。

大消費地を身近に抱え、消費ニーズをすぐさま把握でき、創意工夫により多様な農業経営が展開できます。

農地の減少や分散化等といった課題もありますが、新鮮で安全安心な農産物づくりを、多様な人々が集まる東京で挑戦してみませんか？

就農支援情報

調布市を含む都内で就農検討中の方、就農予定(都内の農家子弟)の方など、農業を仕事にするための様々な情報を紹介している東京都産業労働局のホームページを紹介します。

詳細は、次のリンクをご覧ください

外部リンク

[とうきょう就農支援情報（外部リンク）](#)

當農関係

[認定農業者制度](#)

[都内で就農を目指す方への支援](#)

[援農ボランティア制度の紹介](#)

[女性農業者の支援の紹介](#)

[園芸施設共済制度の紹介](#)

[もっと見る](#)

電子調達

窓口混雑状況

相談窓口

よくある質問

■ 援農ボランティア

令和6年度の農家意向調査では、おおよそ8割の市内農家が「援農ボランティアの活用は希望（検討）していない」と回答しており、小規模で家族経営が多い調布市では、援農ボランティアへのニーズは低い状況です。

そのなかで、援農ボランティアを検討している農家に対しては、市内に限らず都内全体に広く応募・募集が可能で、希望通りの日時、人数が確保しやすい「とうきょう援農ボランティア」を案内し、ボランティアに参加したい方につながるよう取り組みました。

<市ホームページでの案内>

援農ボランティア制度の紹介

とうきょう援農ボランティア

「とうきょう援農ボランティア」とは

農家さんの「人手が欲しい」、ボランティアさんの「農作業を通じて東京農業を応援したい」を振興する事業です。

こんな方におすすめ

農家の方

- 繁忙期なので人手が必要
- 農業の楽しみを知りたい
- 少しの時間だけでも手伝ってほしい

同じ分類から探す

→ 営農関係

- 認定農業者制度
- 都内で就農を目指す方への支援
- 援農ボランティア制度の紹介
- 女性農業者の支援の紹介
- 園芸施設共済制度の紹介

+ もっと見る



電子調達



窓口混雑状況



相談窓口



よくある質問

【参考】とうきょう援農ボランティア（公益財団法人 東京都農林水産振興財団）

□ とうきょう援農ボランティア

農家：市内に限らず都内で援農活動を行う援農ボランティアを募集

□ 参加・募集方法

とうきょう援農ボランティア専用サイトから

□ 援農ボランティア受入環境整備支援事業（受入農家への支援）

休憩用の机、椅子、テント等ボランティアの受入環境整備の支援



対象者	財団が派遣する「広域援農ボランティア」の受入登録農家
補助率	3分の2以内（千円未満切捨て）
限度額	25万円
条件等	<ul style="list-style-type: none">・助成金の申請は年度内に1回限り・ボランティアの受入実績がない農家は、当該年度に受け入れ・飲食物や汎用性の高い消耗品等は対象外

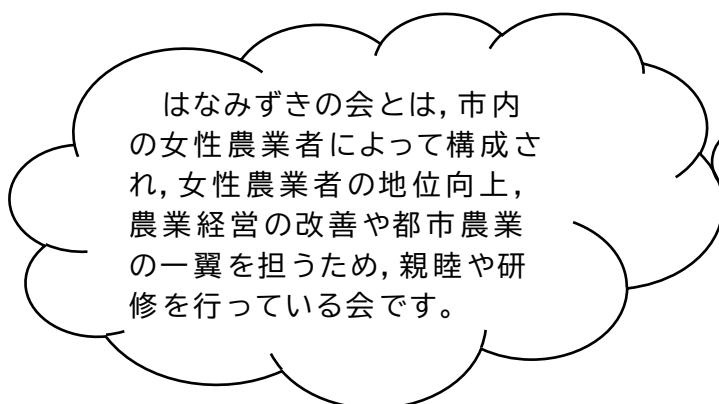
■女性農業者への支援

女性農業者の地位向上、農業経営及び生活の改善を図り都市農業発展の一翼を担うことを目的とし、女性農業者で構成された調布市女性農業後継者の会（愛称はなみずきの会）に対し、親睦や研修等のサポートのほか、農業だよりに新規会員募集の記事を掲載する等、会の円滑な運営を支援しました。

また、令和2年に“女性農業者の集まり”として結成され、令和4年に正式名称を「W-minds」^{ウーマインズ}とし、消費者の声を直接聞き、新鮮な市内農産物の美味しさを伝えることを目的に活動を行っている「W-minds」^{ウーマインズ}に対し、活躍の場を提供する等、女性農業者の活動を支援しました。

【参考】<女性農業者の会>

※はなみずきの会



(創立30周年記念集合写真)

※女性農業者組織「W-minds」



(4) 農家の販売力の強化

《取組 4-1》調布市産ブランドの普及

調布市産ブランドの普及のため、ブランドキャラクターの活用等を進めます。また、飲食店で市内農産物の活用を促進します。

《取組 4-2》多様な販路の拡大

インショップ販売や駅前での農業イベント（マルシェ等）の開催促進や、参加に係る支援の検討により、市民が集まる場所での販売促進を図ります。

取組名	取組項目	取組内容	推進主体
《取組 4-1》 調布市産ブランドの普及	調布市産ブランドの向上	(1)調布市産ブランドのPR、ブランドキャラクター「ベジタくん」の活用促進	農家 JA 調布市
		(2)市内農産物・植木・花きの公共・公益施設での活用研究	JA 国・東京都等 調布市
	飲食店での市内農産物の活用の促進	(1)飲食店での市内農産物の活用促進	農家 JA 民間企業等 調布市
《取組 4-2》 多様な販路の拡大	市民が集まる場所での販売促進	(1)インショップ販売、駅前での農業イベント（マルシェ等）での販売促進	農家 JA 民間企業等 調布市
		(2)販売周知に関する支援	JA 調布市
	マルシェ ドウ 調布の開催	(1)まちのにぎわいや生産者と消費者とのふれあいの場の創出	農家 JA 民間企業等 調布市

主な取組内容

(D0)

《取組 4－1》農家の販売力の強化

- ・ブランドキャラクター「ベジタくん」の更なる周知を図るために、市で作成するチラシやポスター等に積極的に活用しました。

《取組 4－2》多様な販路の拡大

- ・JAマイinzやトリエ京王調布と連携し、まちのにぎわいや生産者とのふれあいの場の創出を目的とし、地場産の採れたて野菜や花の直売、フード・カフェを楽しむことができる「マルシェ ドウ 調布」を引き続き開催しました。
- ・市民と農業者とのふれあいを促進し、農家の生産意欲及び技術力の向上を図るため、「調布市農業まつり」を引き続き開催しました。

★主な取組実績

■調布市農産物ブランドキャラクター「ベジタくん」

ブランド化推進に向け、平成14年2月に調布市農産物ブランド化推進検討委員会を設置し、委員会で検討した結果、調布市は少量多品目栽培を行う農家が多いことから（調布で生産された農産物を差別化することなく）調布で生産された農産物すべてを調布産ブランドとすることとしました。

さらに、「今が旬！調布そだち」をキャッチフレーズに、ブランド化キャラクターとしてベジタくんを決定しました。



■ 「マルシェ ドゥ 調布」の開催

まちのにぎわいや生産者とのふれあいの場の創出を目的として、令和4年度から試行的にマルシェ ドゥ 調布を開催しており、令和6年度は6月と12月に開催しました。

調布駅前広場の工事に伴い、トリエ京王調布C館（シータス調布）北側に場所を移しての開催となりましたが、これまで同様、多くの市民に市内農産物に触れていただく機会を創出しました。

(1) 野菜販売

旬を迎えたとれたての市内農産物が数多く出荷され、農家の皆さんに食べ方を尋ねる姿等、マルシェならではの買い物風景が見られるとともに、多くの市内農産物は完売となり、市内農家の生産意欲の向上にもつながりました。



(2) フード・カフェ・雑貨の販売等

トリエ京王調布と連携し、市内産の新鮮な野菜を使った料理やおしゃれな雑貨のお店が出店したほか、子供向けの野菜掘りイベントも実施しました。

また、ストリートライブの演奏に加え、パラソル付テラス席等、調布のまちにぎわいと活気をもたらしながら、おしゃれな雰囲気を演出しました。



■ 「第46回調布市農業まつり」の開催

市民と農業者とのふれあいを促進し、農家の生産意欲及び技術力の向上を図るため、11月に調布市役所前庭で開催しました。

会場では、市内農産物等の対面販売や恒例の農産物展示品評会のほか、野菜の袋詰め、野菜の名前あてクイズ等の様々な催しが行われ、多くの市民が参加しました。また、JAマイinz女性部による舞踊大会や郷土芸能祭ばやし保存会による祭ばやしが華やかに会場を盛り上げました。

～野菜・果物・花の販売～



～農産物展示品評会～



～宝船の展示～



～祭ばやし～



～フードの販売～



～舞踊大会～



基本方針1の取組状況

(CHECK)

◆取組の成果についての総括

- 市独自の補助事業である「都市農業育成対策事業」について、農業用設備等の整備を行った農業者に対して補助を行ったことにより、農家の経営力向上につながりました。
- 環境保全型農業を推進するため、市独自の「都市農業育成対策事業」を活用した農業用設備の整備や農業用資材の購入に対して助成するほか、希望する販売農家に対して有機質肥料を支給したことにより、環境負荷の軽減に配慮した農業につながりました。
- 市内で活動する水利組合が行う、水路のしゅんせつ作業に助成することで、水田の保全を図りました。
- 援農ボランティアについては、小規模で家族経営が多い調布市では、援農ボランティアへのニーズは低い状況ですが、検討する農家には「とうきょう援農ボランティア」を案内し、ボランティアに参加したい方につながりました。
- J A マインズやトリエ京王調布と連携し、地場産の採れたて野菜や花の直売、フード・カフェを楽しむことができる「マルシェ ドウ 調布」の開催を通じて、市内農産物の更なるPRを図るとともに、市民が集える憩いの場を創出しました。

評価	A	【評価区分】取組状況について、S～Dの5段階で評価	
		S：「十分に取組成果が得られた。」 A：「予定した取組成果が得られた。」 B：「一定の取組成果が得られた。」 C：「予定した取組成果が得られなかった。」 D：「期待した取組成果が得られなかった。」	計画以上に目標を達成した。」 計画どおりに目標を達成した。」 概ね計画どおりに目標を達成した。」 目標達成にはやや至らなかった。」 目標達成までには至らなかった。」

基本方針1の取組の方向性

(ACTION)

◆取組の成果を踏まえた方向性

- 市独自の補助事業である「都市農業育成対策事業」は、市内農業者の営農力向上につながることから、次年度以降も引き続き実施ができるよう取り組みます。
- 有機質肥料の配布事業は、市内農業者に環境保全型農業の促進を図ることができ、安全安心な農産物の生産につながることから、次年度以降も引き続き実施できるよう調整を図ります。
- 市内にある数少ない水田の保全を図るため、水利組合に対する補助を継続します。
- 援農ボランティアについては、小規模で家族経営が多い調布市では、援農ボランティアへのニーズは低い状況ですが、次年度以降も引き続き「とうきょう援農ボランティア」を案内することで、ボランティアに参加したい方につなげます。
- 「マルシェ ドウ 調布」の開催は、市内農産物のPRに有効であることから、引き続き開催できるよう取り組みます。

(5) 市内農産物の消費拡大

《取組 5-1》直売の利用促進

直売所・市内農産物の認知度向上を目指し、直売の利用を促進します。定期的な直売所マップの更新や各所での配布のほか、電子化や効果的な媒体による情報を発信します。

《取組 5-2》市民に身近な販売形態の推進

多くの市民に市内農産物を手にしてもらえるよう、野菜の自動販売機導入に對して支援を行います。

取組名	取組項目	取組内容	推進主体
《取組 5-1》 直売の利用促進	直売情報の発信 強化	(1)定期的な直売所マップ情報の更新や各所での配付	調布市
		(2)直売所マップの電子化や各農家の取組等の掲載の研究	J A 調布市
《取組 5-2》 市民に身近な販売形態の推進	直売所の新設・ 拡充の促進	(1)野菜の自動販売機導入に對しての支援	農家 J A 国・東京都等 調布市

主な取組内容

(D0)

《取組5－1》直売の利用促進

- ・電子化した調布市農産物直売所マップを活用し、直売所を紹介する等、市内農産物の認知度向上及び地産地消を促進しました。
 - ・市内農業者の取組紹介について、希望する農業者には農業者が作成したフェイスブック等へのリンクを市ホームページに掲載する等、インターネットを活用した支援に取り組みました。

《取組 5－2》市民に身近な販売形態の推進

- ・野菜の自動販売機導入等、直売所の新設・拡充に対して市独自の補助制度である「都市農業育成対策事業」や東京都の補助制度を活用した支援に取り組みました。
 - ・JAマイinzやトリエ京王調布と連携し、市内農産物等のPRや市民が集い憩える場の提供を目的とし、地場産の採れたて野菜の直売、フード・カフェを楽しむことができる「マルシェ ドゥ 調布」の開催内容の充実を図りました。

★主な取組実績

■電子化した農産物直売所マップの活用

農産物直売所マップに付記した二次元コードを、転入者を対象に作成したチラシに付記することで、インターネット上で市内直売所の表示や目的の直売所までのルート案内機能の利用を促進する等、市内の農産物直売所の利用促進を図りました。



↑ マップに直売所が表示されないときは再読み込みしてください

■調布市農産物直売所マップ

都市農業の理解促進や市内農家と市民をつなぐ交流拠点となる直売所等を掲載しています。



〈参考〉



(6) 多様な農業体験の場づくり

《取組 6-1》農業体験の場の充実

市民が農とふれあう機会の充実のため農業体験の推進を図ります。市民農園・ふれあい体験農園の充実や、農業体験ファームの支援及び指導にあたる農家の情報やプログラム内容等、詳細情報発信を検討します。また、補助金の活用により観光農園を推進します。

《取組 6-2》多様なニーズに応じた農業体験の場づくり

農業イベントや農業体験等の開催により、多くの市民が参加可能な農業体験の場づくりの支援を検討します。

取組名	取組項目	取組内容	推進主体
《取組 6-1》農業体験の場の充実	農業体験の推進	(1)市民農園の充実	農家 調布市
		(2)「農業体験ファーム事業補助金」を活用した農業体験ファームの運営及び施設整備支援	農家 調布市
		(3)ふれあい体験農園の充実	J A 調布市
		(4)「観光農園事業補助金」を活用した観光農園事業を実施する農家への支援	農家 調布市
《取組 6-2》多様なニーズに応じた農業体験の場づくり	農業体験の場づくりの支援	(1)農家による新たな農業イベントの実施にあたる支援の検討	農家 J A 調布市

主な取組内容

《取組 6－1》農業体験の場の充実

- ・市民が農園を通じて土に親しみ、野菜づくりを楽しみながら、農業に対する理解を深める等、多様な目的で利用していただくため、市民農園を運営しました。
- ・農家の高齢化や担い手不足等、耕作が難しくなった農家への対策の一つとされている「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」を活用した市民農園を深大寺南町・東つつじヶ丘地域に開設し、農地保全に対する有効な取組を進めました。
- ・市内農業者が運営する農業体験ファームの管理運営に対して補助することで、都市農地の保全・活用を図りました。
- ・市民が家族とともに気軽に農業を体験できる市民ふれあい体験農園を実施することで、市内農業者との交流と都市農業への理解促進を図りました。
- ・観光農園を実施する農家に対し、「調布市での生産物である旨を表示した袋、箱等の梱包容器作成事業」等に係る経費の一部を助成することにより、市民の利用と交流を促進するとともに、生産物及び流通環境の改善並びに農園経営の向上に寄与しました。

《取組 6－2》多様なニーズに応じた農業体験の場づくり

- ・多様なニーズに応じた農業体験の場づくりについては、これまでの調布市市民意識調査結果から、市民ニーズが高い市民農園の開設に努めました。また、新たな開設にあたっては、農家の高齢化や担い手不足等、耕作が難しくなった農家への対策の一つとされている「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」を活用することで、農地保全に対する有効な取組を進めました。（再掲）

★主な取組実績

■市民農園の運営

市民が農作業を通して自然に親しみ、野菜づくりを楽しみながら、農業に対する理解を深める等、多様な目的で利用していただくため、市民農園を開設・運営しました。

利用期間：概ね3年間（2年11箇月）

※土地所有者の都合等により使用期間が短縮になる場合があります。

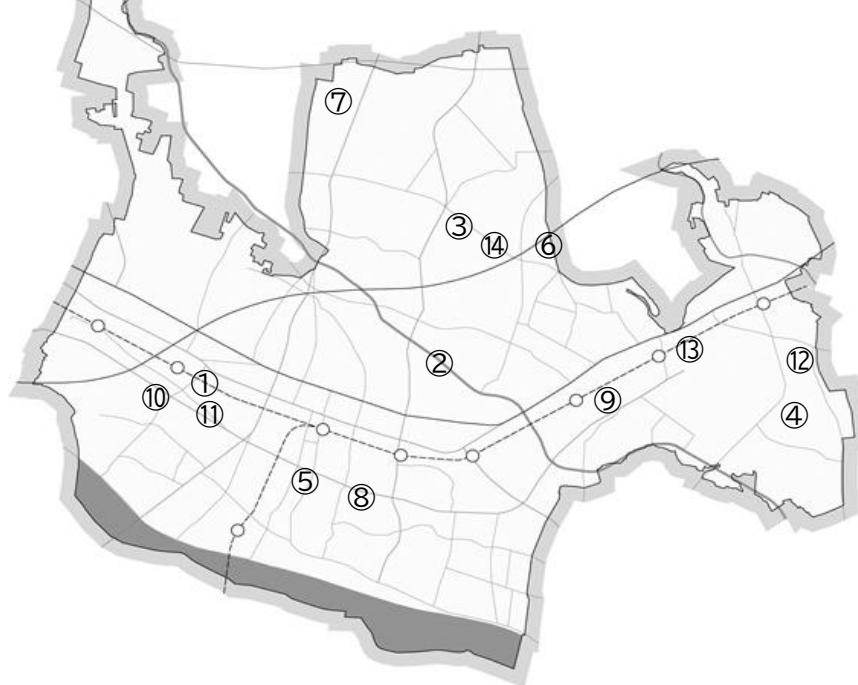
利用料：15m²（年額6,000円）、21m²（年額8,400円）

市民農園一覧

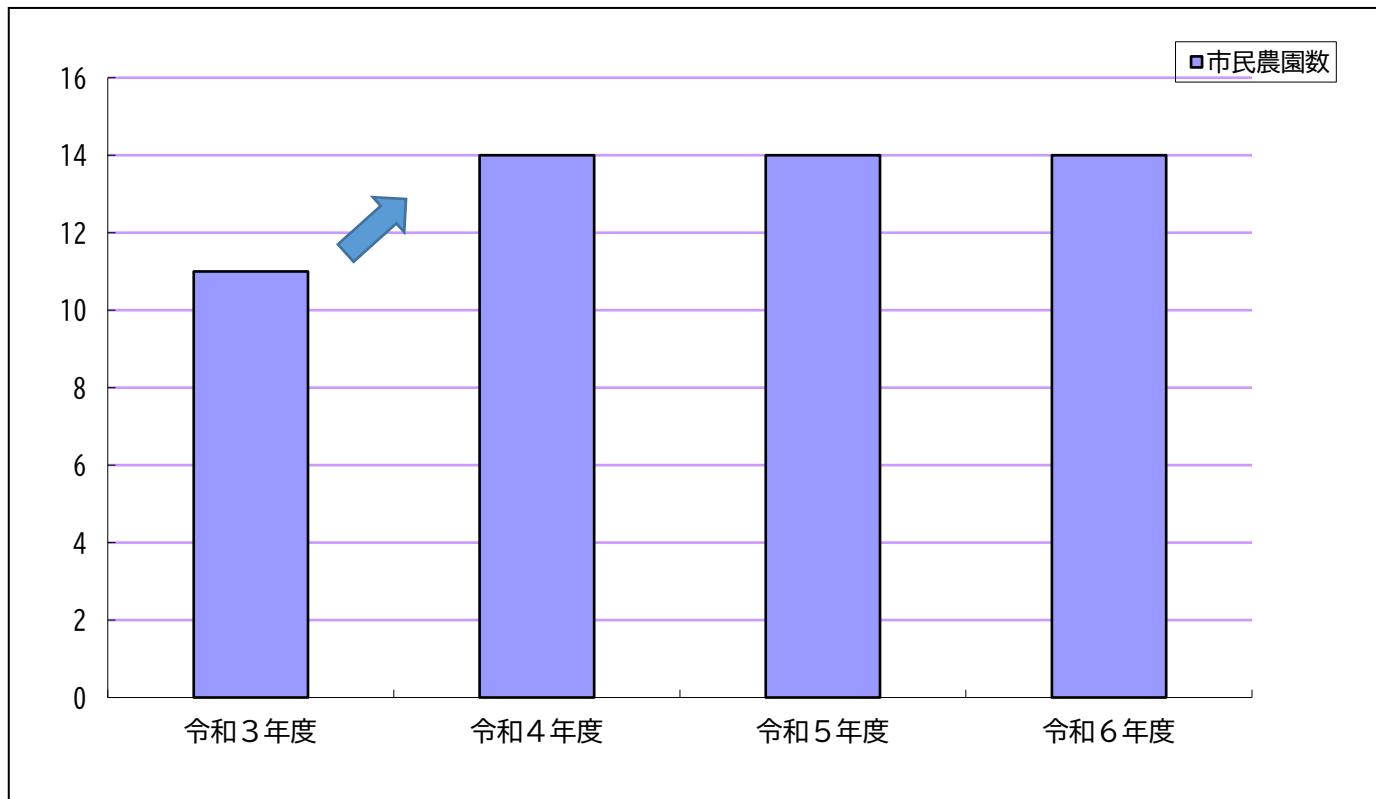
令和7年3月現在

順位	名称	所在地	面積(m ²)	区画数(区画)		
				15m ²	21m ²	計
1	下石原市民農園	下石原2-7-1	737.00	38	1	39
2	八雲台市民農園	八雲台2-30-6	1,282.00	70	6	76
3	深大寺南町市民農園	深大寺南町5-4-2	484.00	18	2	20
4	入間町市民農園	入間町1-3-16	1,008.00	44	3	47
5	小島町市民農園	小島町3-73-2	809.34	41	3	44
6	深大寺東町市民農園	深大寺東町3-9-15	927.00	40	2	42
7	深大寺北町市民農園	深大寺北町6-14-11	1,032.00	49	0	49
8	布田市民農園	布田6-8-25	883.00	39	2	41
9	菊野台市民農園	菊野台2-27-1	1,432.00	74	5	79
10	上石原市民農園	上石原2-45-4	900.00	39	0	39
11	下石原第2市民農園	下石原3-12-4	1,609.88	71	6	77
12	若葉町市民農園	若葉町2-6-8	1,850.54	57	1	58
13	東つつじヶ丘市民農園	東つつじヶ丘2-13-6	1,013.15	34	0	34
14	深大寺南町第3市民農園	深大寺南町4-31-3	722.00	21	0	21
計14園			14,689.91	635	31	666

市民農園位置図



市民農園推移



■新たな市民農園2園を開設（R 6）

身近なレジャーとしても人気がある市民農園を新たに2園設置しました。

	農園名	所在地	面積	開設
1	東つつじヶ丘 市民農園	東つつじヶ丘 2-13-6 他	1013.15 m ²	R6.6.1
2	深大寺南町第 3市民農園	深大寺南町 4-31-3	722 m ²	R6.6.1

■農業体験ファーム

市民が農家の指導のもとで、農業体験の場の提供と農業に対する理解を深めていただくとともに、都市農地の保全・活用を支援しました。

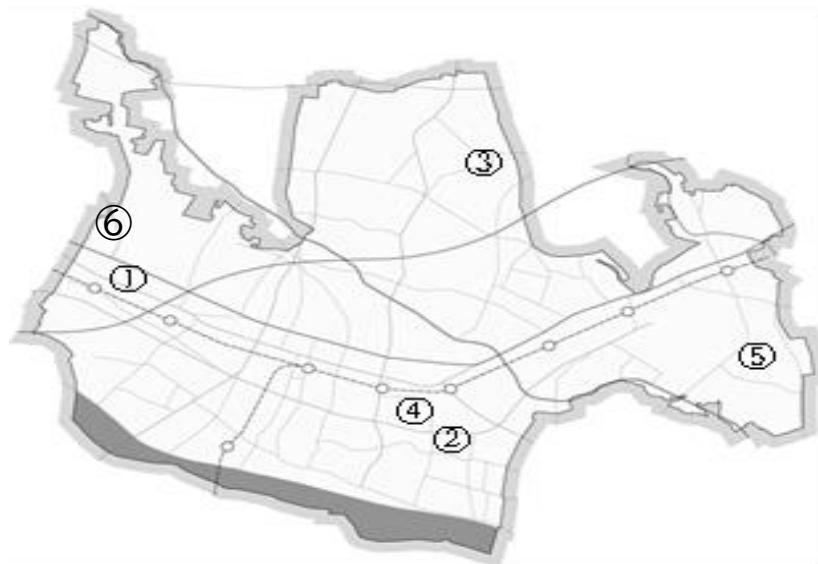
農業体験ファーム一覧

令和7年4月現在

	農園名	所在地	面積	区画数	利用料(年額)
1	あい菜飛田の里	飛田給1-48-4	1,295m ²	48区画	33,000円
2	国領元気村	国領町7-8-1	1,137m ²	36区画	39,000円
3	深大寺ときめきの郷	深大寺東町4-30-5	1,000m ²	34区画	36,000円
4	国領5丁目の畑	国領町5-60-3	1,522m ²	60区画	36,000円
5	入間ふれあい農園	入間町1-25-7	1,303m ²	26区画	35,000円
6	chofuみらいfarm	飛田給1-18-1	1,854m ²	48区画	40,000円
	計6園		8,111m ²	252区画	

* 利用契約：農園主と利用者間で契約を締結

* 利用期間：2年11か月（契約は1年毎に締結）



農業体験ファーム位置図

農業体験ファーム事業補助金交付要綱の概要

項目	内 容
補助対象農地	①生産緑地内の農地で10a以上あること ②日照・排水等農園に適していること ③原則、公道に接していること ④5年以上農業体験ファームができること ⑤近隣で相当数の利用者が見込めること ⑥農地法等関係法令上支障がないこと
施設の要件	①体験ファームの表示看板の設置 ②概ね30m ² ごとに区画割りをし、各区画の境界を明確化 ③各区画に通じる通路を設置 ④水道施設、簡易トイレの設置に応じた下水道施設の整備 ⑤日陰棚、ベンチ等の簡易休憩施設の設置
補助金額	施設整備に要する補助金：施設整備に要する経費の2/3以内 管理運営に要する補助金：1区画につき10,000円 * 春作のみ、秋作のみの場合は5,000円

<参考>

【JAマイinz貸出農園（調布市内）】

利用期間：1年10か月

利用料：JAマイinzふれあいファーム小嶋

15m ²	月額 一般：3,480円（税込）	組合員：3,150円（税込）
18m ²	月額 一般：4,180円（税込）	組合員：3,780円（税込）

JAマイinzふれあいファーム井上

15m ²	月額 一般：3,480円（税込）	組合員：3,150円（税込）
------------------	------------------	----------------

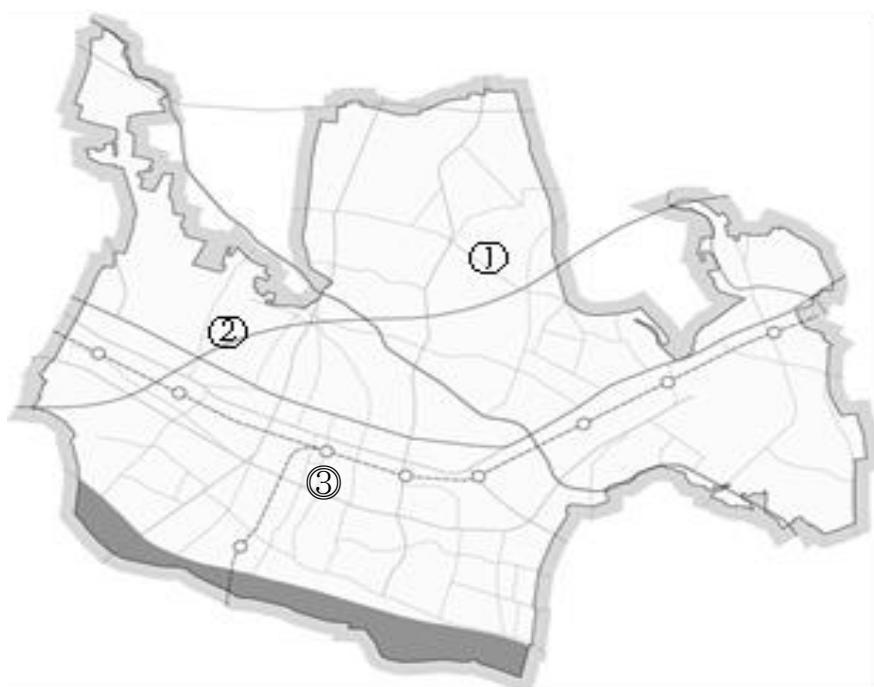
JAマイinzふれあいファーム篠崎

15m ²	月額 一般：3,480円（税込）	組合員：3,150円（税込）
------------------	------------------	----------------

令和7年4月1日現在

	名 称	所 在 地	区画数（区画）		
			15m ²	18m ²	計
1	J Aマイinzふれあいファーム小嶋	深大寺東町1-13-15	7	3	10
2	J Aマイinzふれあいファーム井上	富士見町1-30-26	14	—	14
3	J Aマイinzふれあいファーム篠崎	布田5-41-6	9	—	9

※令和6年4月新規開設 JAマイinzふれあいファーム篠崎



J Aマイinzふれあいファーム位置図

■市民ふれあい体験農園

市民に家族とともに気軽に農業体験や市内農業者との交流を楽しんでいただき、都市農業に対する理解を深めていただくとともに、地域の直売所で販売する野菜の生産者を知ることで、直売所の利用促進を図りました。

参加要件：市内在住で熱意をもって農作業できる市民

事業委託：JAマイズ（青壯年部）

【令和4年度】※コロナ感染症予防対策として、通常時の約半数の参加世帯で開催

		開催日	内容	参加世帯数
第1回	夏野菜	5月14日	枝豆・とうもろこしの種まき	25世帯
		7月23日	枝豆・とうもろこしの収穫	25世帯
第3回	秋野菜	9月10日	白菜・大根の種まき	25世帯
		11月12日	白菜・大根の収穫	25世帯

【令和5年度】※コロナ感染症予防対策として、通常時より参加人数を減らして開催

		開催日	内容	参加世帯数
第1回	夏野菜	5月12日	枝豆・とうもろこしの種まき	30世帯
		7月22日	枝豆・とうもろこしの収穫	30世帯
第3回	秋野菜	9月8日	白菜・大根の種まき	30世帯
		12月12日	白菜・大根の収穫	30世帯

【令和6年度】

		開催日	内容	参加世帯数
第1回	夏野菜	5月11日	枝豆・とうもろこしの種まき	40世帯
		7月27日	枝豆・とうもろこしの収穫	40世帯
第3回	秋野菜	9月14日	白菜・大根の種まき	40世帯
		12月7日	白菜・大根の収穫	40世帯



■学童農園

小学校児童を対象に、体験学習（授業）のための農園を設置し、農業への理解を促進しました。

【米づくり】

◆布田小学校（第5学年・第6学年）

①斎藤農園（染地1-17-2, 3）

		作業日	内 容	参加人数（人）	
				児童	教員
R4	第1回	6月 8日	田植え	152	8
	第2回	10月 3日	稲刈り、稻干し	152	8
R5	第1回	6月 1日	田植え	162	8
	第2回	10月 2日	稲刈り、稻干し	161	8
R6	第1回	6月 4日	田植え	180	8
	第2回	10月 7日	稲刈り、稻干し	180	8



田植えの様子



稲刈りの様子

【野菜づくり】

◆布田小学校（第2学年）

①野菜づくり農園（布田6-8-13）枝豆、とうもろこし、白菜、大根

		作業日	内 容	参加人数（人）	
				児童	教員
R4	第1回	4月 21日	枝豆・とうもろこしの種まき	85	3
	第2回	7月 7日	枝豆・とうもろこしの収穫	85	3
	第3回	9月 15日	白菜・大根の種まき	85	3
	第4回	11月 22日	白菜・大根の収穫	85	3
R5	第1回	4月 18日	枝豆・とうもろこしの種まき	75	3
	第2回	7月 10日	枝豆・とうもろこしの収穫	75	3
	第3回	9月 19日	白菜・大根の種まき	75	3
	第4回	12月 1日	白菜・大根の収穫	75	3
R6	第1回	4月 19日	枝豆・とうもろこしの種まき	75	3
	第2回	7月 10日	枝豆・とうもろこしの収穫	75	3
	第3回	9月 18日	白菜・大根の種まき	75	3
	第4回	12月 6日	白菜・大根の収穫	75	3

◆上ノ原小学校（夏：第3学年，秋：第2学年）

②野菜づくり農園（深大寺東町3-4-1）枝豆，大根，カブ

		作業日	内 容	参加人数（人）	
				児童	教員
R4	第1回	4月27日	枝豆の種まき	145	5
	第2回	7月19日	枝豆の収穫	145	5
	第3回	9月26日	大根の種まき	145	5
	第4回	12月13日	大根の収穫	145	5
R5	第1回	4月25日	枝豆の種まき	140	5
	第2回	7月19日	枝豆の収穫	140	5
	第3回	9月21日	大根・カブの種まき	140	5
	第4回	12月6日	大根・カブの収穫	140	5
R6	第1回	4月26日	枝豆の種まき	126	5
	第2回	7月11日	枝豆の収穫	121	5
	第3回	9月26日	大根の種まき	121	5
	第4回	12月12日	大根の収穫	120	5

◆第三小学校（第3学年）

③野菜づくり農園（上石原2-45-4）枝豆，白菜，大根

		作業日	内 容	参加人数（人）	
				児童	教員
R4	第1回	9月7日	白菜・大根の種まき	91	3
	第2回	11月24日	白菜・大根の収穫	91	3
R5	第1回	4月27日	枝豆の種まき	90	3
	第2回	7月11日	枝豆の収穫	90	3
	第3回	9月21日	白菜・大根の種まき	90	3
	第4回	12月7日	白菜・大根の収穫	90	3
R6	第1回	4月25日	枝豆の種まき	106	3
	第2回	7月5日	枝豆の収穫	106	3
	第3回	9月6日	白菜・大根の種まき	106	3
	第4回	12月12日	白菜・大根の収穫	106	3



種まきの様子



収穫の様子

■学校農園（教育部指導室、学校）

その他の学校でも、学校の学習環境によって、校庭やプランター等を活用した栽培や、市内の協力農家の畑で、農作業の体験学習（授業）が実施されています。

【参考】出典：小学校ホームページ

Google 提供

学校紹介 | 学校経営 | 学校生活 | おたより | 本校の特色

ホーム > 学校生活の様子 > 4年生 水耕栽培

4年生 水耕栽培

2023年5月17日

4年生は、屋上で電気通信大学情報理工学研究科の佐藤証教授と水耕栽培を取り組んでいます。

なんと、日本で最初に水耕栽培に取り組んだのは、戦後の飛田給付近の施設ということで、水耕栽培と調布の関わりには歴史があるようです。

ミニトマト、イチゴ、カボチャなどを育てていて、ミニトマトやイチゴは実ができています。水や肥料は遠隔で操作されて、野菜類に供給されています。児童は「早くたくさん実ができるかな～。」と楽しみを膨らませています。

ホームページ担当



Google 提供

学校紹介 | 学校経営 | 学校生活 | おたより | 本校の特色

ホーム > 学校生活の様子 > 体験農園サツマイモ掘り

体験農園サツマイモ掘り

2023年11月3日

健全育成推進第二地区委員会の皆様が主催する「体験農園サツマイモ掘り」が今年も行われました。

快晴の秋晴れの下、近隣の農園でサツマイモ掘りが行われました。大きなサツマイモが収穫されるたびに、あちらこちらから歓声があがっていました。素晴らしい体験の機会を作っていただきました健全育成推進第二地区委員会の皆様に心より感謝いたします。ありがとうございました。



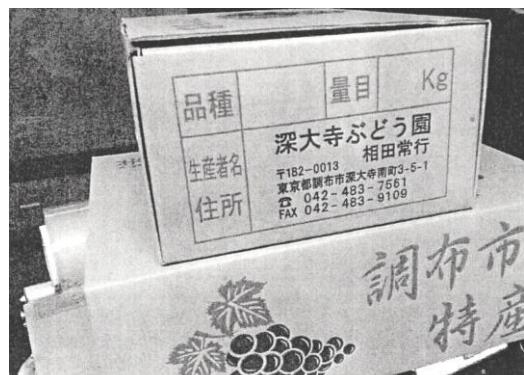
■「観光農園事業補助金」を活用した観光農園事業を実施する農業者への支援

観光農園事業（「果樹、苗等の生産・直販農園」，「花き、盆栽等の生産・直販農園」等）に係る「ベンチ等の休憩施設設置事業」，「旗・ポール等の広報宣伝事業」，「給排水等の衛生施設設置事業」，「調布市での生産物である旨を表示した袋、箱等の梱包容器作製事業」に要する経費の一部を助成しました。

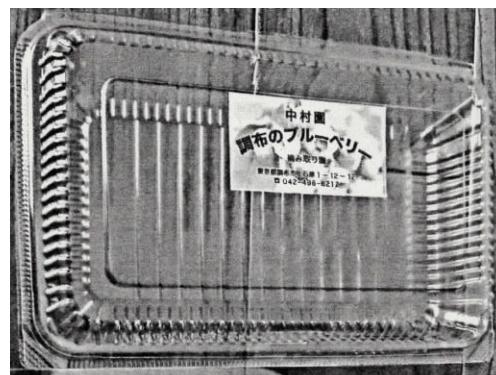
<令和4年度～令和6年度の実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
観光農園数	9件	9件	9件
補助数	4件	3件	3件
補助内容	ぶどう箱	ぶどう箱	ぶどう箱
補助率	3分の2以内 1農家につき年額30万円限度		

※令和7年度 観光農園数 10件



ぶどう箱



ブルーベリーパック

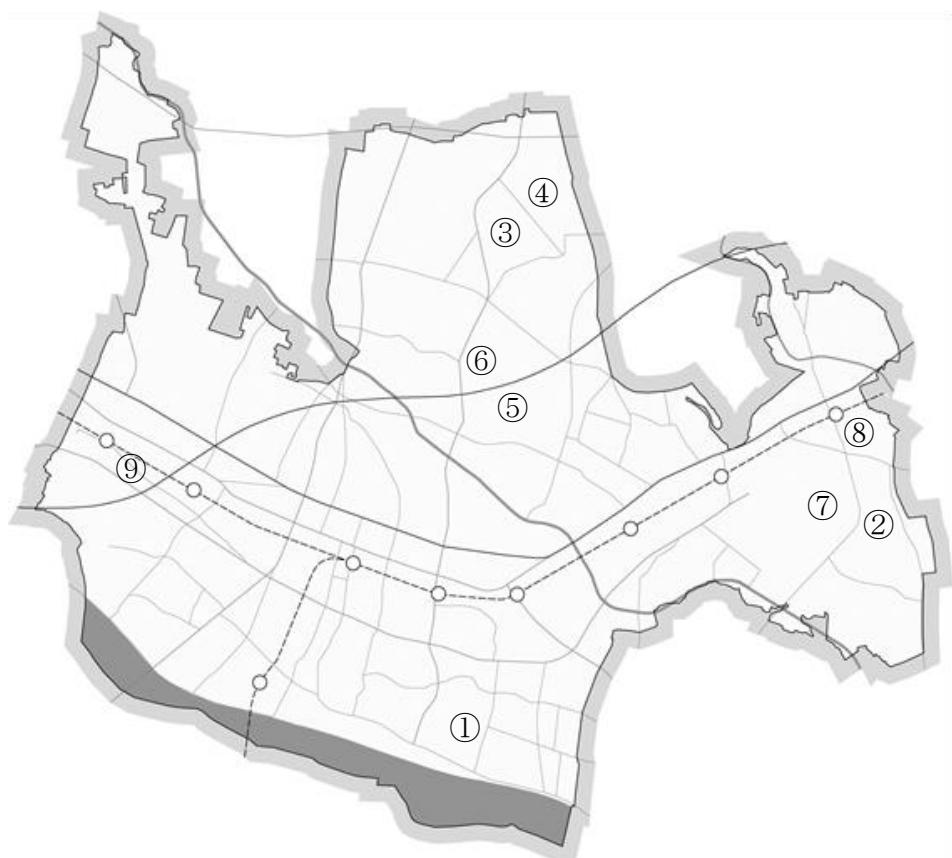


ぶどう園



ぶどう園

	農園名	所在地	主な品目
①	矢ヶ崎農園	染地 2-37-15	ぶどうもぎ取り
②	永野農園	入間町 1-15-3	6月:じゃがいも掘り 10月:さつま芋掘り、大根抜き
③	田村農園	深大寺東町 6-8-1	ぶどうもぎ取り
④	馬部ぶどう園	深大寺東町 7-5-1	ぶどう(藤稔、シャインマスカット、巨峰、ゴルビー他)もぎ取り
⑤	深大寺ぶどう園	深大寺南町 3-5-1	ぶどう(高尾、シャインマスカット、伊豆錦、ゴルビー他)もぎ取り
⑥	篠宮果樹園	深大寺南町 5-13-1	ブルーベリー摘み取り
⑦	山内ぶどう園	若葉町 3-29-3	ぶどう(高尾、紅伊豆、巨峰、藤稔、ピオーネ)もぎ取り 柿、イチジク
⑧	伊藤農園 asobibatake	仙川町 1-29	とうもろこし、ミニトマト、枝豆等、夏野菜の収穫体験
⑨	中村園	飛田給 2-43-1	ブルーベリー摘み取り



観光農園位置図

(7) 都市農業を活かした食育の推進

《取組 7-1》地域全体で取り組む食育の推進

地域全体で取り組む食育の推進のため、庁内の連携の強化のほか、教育機関との連携により、学校給食における市内農産物の活用の推進や、農業体験を希望する学校への支援及び食育指導にあたる農家への支援を検討します。

《取組 7-2》学童・学校農園の支援

学童・学校農園の支援のため、農家と学校のマッチング等により学童・学校農園を推進します。

取組名	取組項目	取組内容	推進主体
《取組 7-1》 地域全体で取り組む食育の推進	教育機関との連携による食育の推進	(1)現在食育に取り組む学校への支援及び農業体験等の食育の取組を希望する学校への支援を検討	農家 JA 国・東京都等 調布市
	指導農家への支援	(1)食育指導にあたる農家への資料提供等による支援の検討	JA 調布市
《取組 7-2》 学童・学校農園の支援	学童・学校農園の推進	(1)農家と学校のマッチング等による学童・学校農園の推進や関係機関との連携	農家 JA 調布市

主な取組内容

(D0)

《取組 7－1》地域全体で取り組む食育の推進

- ・学校給食での市内農産物の使用や、地域の学校の授業で、児童に農業についての話をする等、食育の取組が推進されました。
- ・上ノ原小学校と第三小学校において、野菜づくりの学童農園を、布田小学校では、米づくり及び野菜づくりの学童農園を実施しました。

《取組 7－2》学童・学校農園の支援

- ・滝坂小学校地域において、JAマイinzと連携し新たな学童農園を開設するための土づくりを進めました。

★主な取組実績

■学校給食による地産地消と食育の推進（教育部学務課・農業委員会事務局）

平成4年に学校（栄養士会）と農家が『S&A (School & Agriculture: 学校と農家)』という組織を作りました（令和7年8月現在、会員数34人 内訳：栄養士3人、調理師2人、農家29人）。

「安全で新鮮な野菜・果物を学校給食へ！」を合言葉に、学校給食で市内農産物が提供されています。



学校に野菜を届けてくれる 調布農家さん Map



S&Aは、現在29名の農家の方が所属しています。学校ごとに担当が決まっており、その時期に収穫できる旬の野菜が納品されています。

6月 食育だより

令和6年度 調布市立富士見台小学校 校長 小俣 弘子 校務栄養士 高橋 美杏 6月号

安全においしく給食を食べるための

食べることはごく当たり前のことで、「かんで飲み込む」という動作を意識しながら食べている人はあまりいませんが、食べ物の形状によっては、よくかまざに飲み込んでしまうと窒息する危険性があります。給食を安全においしく食べるために、以下のこと気につけましょう。

食べるときに 注意が必要な食品

球形のもの・つるつるしたもの	粘着性が高いもの・たとえを吸うもの
ぶどう ミニトマト さくらんぼ	うずらの卵 白玉子 もち パン さつまいも

参考「歯の生えかわりでよくかめない人は、箸やスプーンで小さくする、パンは一口大にちぎる、口に詰め込み過ぎないなど、特に気をつけて食べましょう。」

今月の献立紹介

★ブックメニュー★

今日はあじさい読書月間です。給食では、本を参考にしたブックメニューが登場します。ぜひ、図書室へ行って本を読んでみて下さい。

3日(月) 「あじさいゼリー」
参考「おはなしぼっち」
作:もりやまみやこ
絵:とよたかずひこ

8日(土) 「ひみつのカレーライス」
参考「ひみつのカレーライス」
作:井上荒野
絵:田中清代

12日(水) 「14ひきのかぼちゃース」
参考「14ひきのかぼちゃ」
作:いわむらかずお

18日(火) 「ぱぱあちゃんの なす入りかーるしパン」
参考「ぱぱあちゃんの なぞなりょりえほん むしばんのまき」
作:さとうわきこ
協力:佐々木志乃
★HPでレシピを紹介します。

26日(水) 「森のきのこスパゲッティ」
参考「もりのスパゲッティやさん」
作:ふなざきやすこ
絵:ならさかともこ

11日(火) 「入梅(にゅうばい)(10日)
今年の入梅は、6月10日です。入梅とは、暦の上の梅雨入りの日です。梅雨は、梅の実が熟す頃に降る雨ということで、「梅」に「雨」とかけて「つゆ」と呼ばれています。この日は「入梅」にちなんで、カリカリ梅が入った「梅茶漬け」を作ります。

14日(金) 「和菓子の日」(16日)
6月16日は全国和菓子協会が制定した“和菓子の日”です。遠い昔、日本では6月16日に厄除けと福を願う嘉祥(かじょう)という行事が行われていました。嘉祥の行事は、嘉祥元年(848年)6月16日に仁明天皇が16個のお菓子を供え「病気がなくなり、健康で幸せに暮らしていけるように」と祈ったことが由来であるといわれています。給食では、京都発祥の和菓子の一つ「水無月」を作ります!

保護者の方へ ~調布市食育講演会のお知らせ~

日時 6月29日(土)午前10時から11時30分
会場 文化会館たづくり1階大会議場
講師 ピストロバジ代表 滝村雅晴氏
申込み:必要

※詳細は、市報ちょうふ、6月5日号をご覧ください。

富士見台小学校「令和6年6月 食育だより」



杉森小学校 食育授業

■『調布市食育ガイド「地産地消編」（平成27年3月）』の発行（健康推進課）

(8) 農業・農地への理解促進

《取組 8-1》農業情報の発信強化

・農業情報発信強化のため、効果的な情報発信媒体を活用した各種イベント情報等の発信や、各農家によるSNS等を用いた情報発信や、市ホームページでの紹介により、市民ニーズの高い情報収集・発信をします。

・市内農産物の消費拡大を目的とした転入者向けチラシを作成し、市民課や神代出張所等を通じて転入届を提出した市民へ配布しました。

《取組 8-2》市民との交流機会の充実・拡大

市民との交流機会の充実・拡大のため、地域ごとの小規模イベントの開催の促進、「調布市農業まつり」等、農業イベントのPR強化やプログラムの充実を図ります。

取組名	取組項目	取組内容	推進主体
《取組 8-1》農業情報の発信強化	調布市農業・農地のPR	(1)調布市農業の理解を深めるために調布市農業に関するリーフレット等の作成を検討	J A 調布市
	市民ニーズの高い情報収集・発信	(1)効果的な情報発信媒体を活用した農家の取組や各種イベント情報等を積極的に発信	市民・市民団体等 農家 J A 調布市
《取組 8-2》市民との交流機会の充実・拡大	農家と周辺住民における交流の促進	(1)収穫祭や料理教室等の地域ごとの小規模イベントの開催の促進	農家 J A 調布市 農業委員会
	農業イベントへの参加促進	(1)「調布市農業まつり」等農業イベントのPR強化やプログラムの充実	農家 J A 調布市 農業委員会

主な取組内容

(D0)

《取組 8－1》農業情報の発信強化

- ・市内農産物に消費拡大や転入者向けチラシを作成し、市民課や神代出張所等を通じて転入届を提出した市民へ配布しました。
- ・まちのにぎわいや生産者とのふれあいの場の創出を目的として、JAマイinzや市内農家、トリエ京王調布等と連携し、地場産の採れたて野菜の直売、フード・カフェを楽しむことができる「マルシェ ドゥ 調布」を開催し、市内農産物等のPRや市民が集える憩いの場の提供及び多くの市民に市内農産物に触れる機会を創出しました。

《取組 8－2》市民との交流機会の充実・拡大

- ・市民ふれあい体験農園を実施し、農業者と市民との協働、農業体験の参加者同士の交流等、農業を通じたコミュニティ形成や食育の推進を図りました。

★主な取組実績



調布市へようこそ



調布市産農産物を食べて、調布の魅力を発見！

新宿から電車で15分、東京都のほぼ中央に位置する調布市は面積の約5.8%が農地であり、約180戸の農家さんが心を込めて新鮮な農産物を作っています。

市内農産物は直売所で購入することができます。
市内農産物未手に取ってみてはいかがですか。

★市内農産物直売所ランキング★

1位 キャベツ

★新鮮で安心安全な市内農産物をこの機会にぜひお買い求めください！

2位 コマツナ

3位 ブロッcoli

4位 エダマメ

参考:令和4年度東京都の地域・団体別データブック



観光農園の様子



地産地消で市内農家を応援！　おいしさの秘密は？？

✓ 野菜のおいしさを発見

市内農産物を購入できる直売所は、人通りを避けて買い物ができる利便性と、新鮮な農産物を買うことができることで、注目されています。

✓ 味の違いを感じてみよう！！

一般的に収穫された農産物がスーパーの店頭に並ぶまでには、数日から時には1週間程度かかります。そのため、農産物は収穫してから店頭に並ぶまでの流通の時間を考え、完熟して食べごろになる数日前に収穫・出荷されているケースが大半です。

しかし、農産物は、完熟して食べごろになってから収穫した方が、栄養価が高く、味も良くなるとされています。

*市内の直売所には、農家がもっとも食べごろと判断したタイミングの農産物が並んでいます。スーパーに並んでいる農産物との味の違いをぜひ体験してみてください。

直売所の詳しい場所は、直売所マップをご確認ください。直売所マップは市のホームページでご覧いただけます。また、農政課(市役所8階)でもお配りしています。

☆直売所の魅力

1. 新採りなので、毎日、新鮮
2. 右手横價格で購入できる
3. 生産者の顔が見える
4. 市内農産物が買える
5. 四季折々、旬の農産物が売っている
6. 珍しい野菜も販売している
7. 人通りを避けて買い物ができる

参考:令和4年度 市内農産物直売所

クイズ

直売所マップには、何ヶ所の直売所が掲載されているでしょうか？？

答えは裏面へ

QRコードを読み込むと直売所の場所が確認できます！



体験

調布市で農業体験をしよう！！

農業体験ファーム———市内6か所で開設しています。初心者の方でも安心して、本格的な農業作りができます。

直売所———市内8か所で開設しています。手ぶらで、気軽に立ち寄り、もぎ取り体験ができます。

市民農園———市内14か所で開設しています。

市民ふれあい体験農園——家族で農業体験(牧豆、とうもろこし、大根、白菜などの植えき、収穫)ができます。

その他———「農業まつり」、「マルシェドウ調布」、JAマイズ、民間企業的開催する販売体験やイベントなどがあります。

食育

市内農産物を生かした食育の推進

調布市では、旬の野菜の素晴らしさや、地産地消といった食の大切さを伝えるため、農業体験や市立小・中学校給食で市内農産物を取り入れるなどしています。

☆その他にも、様々な取り組みを行っています。
詳しくは市のホームページをご覗ください。



小学校の体験学習の様子



☆マメ知識☆

直売所では、規格外品やB級野菜と言われる市場にあまり出回らない、サイズや形が揃わない野菜も売っています。

見た目が悪くても、味や新鮮さは何ら変わりません。しかも、値段は安く設定している場合が多いです。そのため、大変人気があり、午前中に売り切れてしまうこともあります。



☆最後に☆

住宅街の中に農地がある調布市では、多くの農家が、市民生活との調和や環境への配慮などを考えながら農業を営んでいます。

おいしい農産物を育てるため、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。



クイズの答え

59か所



QRコードを読み込んで、
直売所の場所を確認しよう！

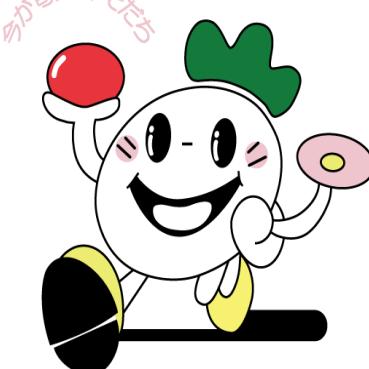
調布市役所8階 生活文化スポーツ部農政課
問い合わせ Tel:042-481-7182

Fax:042-481-6881

令和6年3月 発行

■市内農産物等のPR

「マルシェ ドゥ 調布」や「農業まつり」開催に係るチラシを作成し、市内農産物等をPRしました。



主催：調布市農業まつり実行委員会 ☎ 042-481-7182

基本方針2の取組状況

(CHECK)

◆取組の成果についての総括

- ・都市農業に親しみ、野菜づくりを楽しめ、市民ニーズが高い市民農園を開設・運営することで、農業に対する理解促進を図ることができました。また、新たな開設にあたっては、農家の高齢化や担い手不足等、耕作が難しくなった農家への対策の一つとされている都市農地の貸借の円滑化に関する法律を活用することで、農地保全に対する有効な取組を進めました。
- ・滝坂小学校地域における学童農園を新規開設するための土づくりをする等、小学校児童の体験学習に対する更なる支援を図る準備を進めました。
- ・農業体験ファームの管理運営に対して補助することで、都市農地の保全・活用につながりました。
- ・市民が家族とともに気軽に農業を体験できる市民ふれあい体験農園を実施することで、市内農業者との交流や農業に対する理解を促進するとともに、食育の推進を図りました。
- ・観光農園を実施する農家に対し、「調布市での生産物である旨を表示した袋、箱等の梱包容器作成事業」等に係る経費の一部を助成することにより、市民の利用と交流を促進するとともに、生産物及び流通環境の改善並びに農園経営の向上につながりました。

評価	A	【評価区分】取組状況について、S～Dの5段階で評価			
		S：「十分に取組成果が得られた。」	A：「予定した取組成果が得られた。」	B：「一定の取組成果が得られた。」	C：「予定した取組成果が得られなかった。」

D：「期待した取組成果が得られなかった。」

計画以上に目標を達成した。」

計画どおりに目標を達成した。」

概ね計画どおりに目標を達成した。」

目標達成にはやや至らなかった。」

目標達成までには至らなかった。」

基本方針2の取組の方向性

(ACTION)

◆取組の成果を踏まえた方向性

- ・市民農園の運営は、市民が農園を通じて自然に親しみ、野菜づくりを楽しみながら、都市農業に対する理解促進につながることから、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」を活用した充実を図ります。
- ・農業体験ファームの管理運営の補助事業は、都市農地の保全・活用につながることから、引き続き実施できるよう取り組みます。
- ・市民ふれあい体験農園の実施は、市民が家族とともに気軽に農業を体験でき、市内農業者との交流を図るとともに、農業に対する理解促進につながることから、引き続き実施できるよう取り組みます。
- ・観光農園運営への補助は、市民の利用と交流を促進するとともに、生産物及び流通環境の改善並びに農園経営の向上につながることから、引き続き実施できるよう調整を図ります。
- ・学童農園の実施は、小学校から希望もあることから、引き続き実施できるよう取り組みます。

(9) 都市農地の保全

《取組9-1》生産緑地の活用

農地・農業の保全を図るため、改正された生産緑地法に基づき、生産緑地に設置可能となった直売所や農家レストラン、加工施設等、生産緑地を活用した取組の紹介に努めます。

また、関連組織との連携により、「都市農地貸借法」の活用を促進します。

《取組9-2》相続対策の支援

相続の発生が農地の減少の理由のひとつとなっていることから、相続の発生前・発生後の農家への支援として、各機関との連携による相談窓口の紹介や、相続問題に関する勉強会・講演会の開催等の情報提供をします。

取組名	取組項目	取組内容	推進主体
《取組9-1》 生産緑地の活用	生産緑地活用 のモデル紹介	(1)直売所や農家レストラン、加工施設等、生産緑地を活用したモデルの紹介	J A 国・東京都等 調布市
	「都市農地貸借法」の周知・活用	(1)関連組織と連携の強化、農地の貸借や農地利用の促進	農家 J A 国・東京都等 調布市 農業委員会
《取組9-2》 相続対策の支援	相続相談窓口 の紹介	(1)各機関と連携した相談体制の強化	J A 国・東京都等 調布市
	勉強会や講演会の情報提供	(1)農地の活用方法として、都市農地貸借法を活用した貸借事例の紹介等、相続問題に関する勉強会・講演会の情報提供	J A 国・東京都等 調布市

主な取組

(D0)

《取組9－1》生産緑地の活用

- ・JAマイズと連携し、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の周知を図りました。また、市民農園を開設する場合（特定農地貸付法）を含め、制度を活用することで、農業者の高齢化や担い手不足、農地保全に対する有効な取組になりました。

《取組9－2》相続対策の支援

- ・JAマイズや東京都農業会議等と連携し、市内農業者の相続相談体制の強化に努めました。

★主な取組実績

■「都市農地貸借円滑化法（特定農地貸付法含む）」の活用

生産緑地を対象とする都市農地の貸借の円滑化に関する法律が平成30年9月に施行されたことにより、都市農地の貸借がしやすくなりました。

法律の適用は大きく2つ、都市農地を借りて「自ら耕作する場合」と「市民農園を開設する場合」に分かれます。

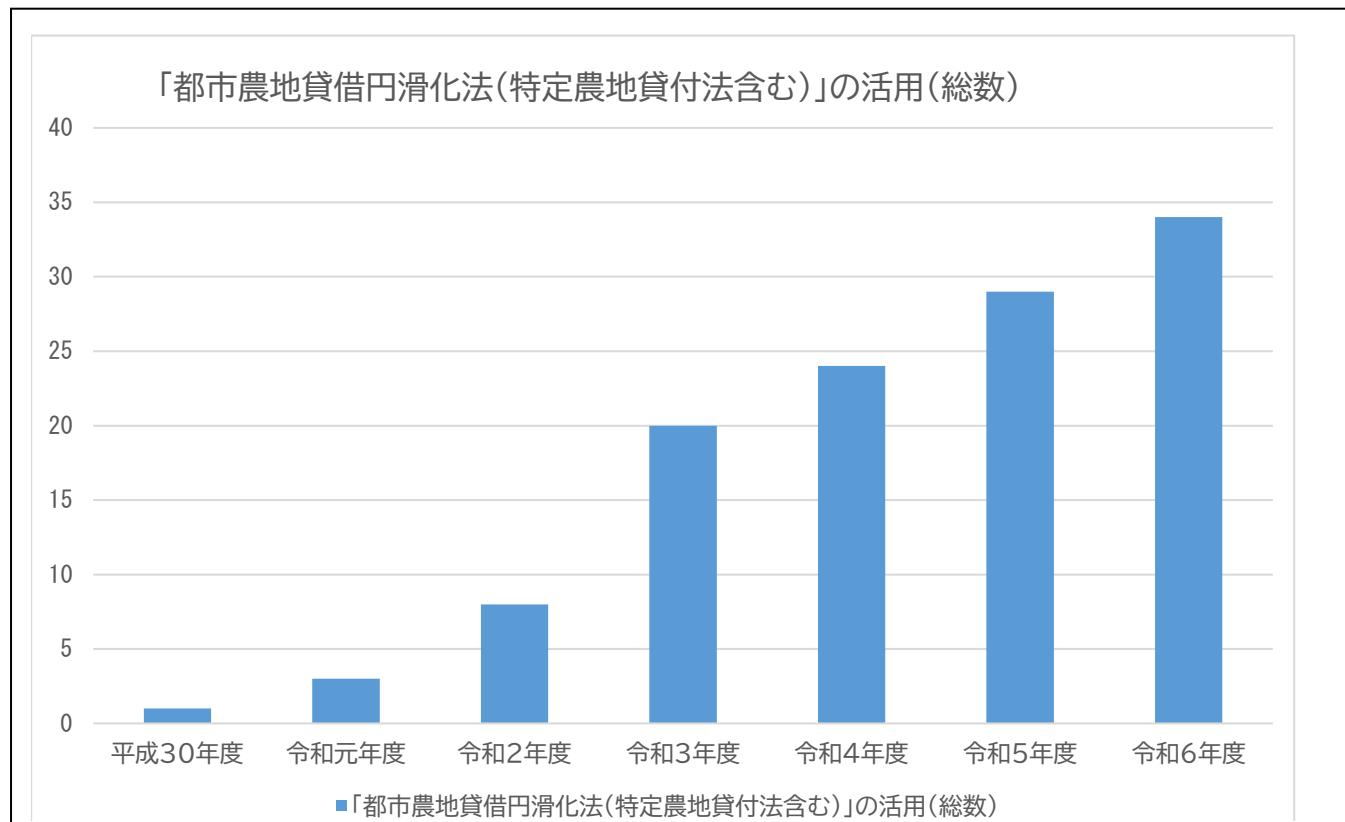
区市町村及び農業協同組合が市民農園を開設する場合（特定農地貸付法）を含め、制度の活用は、農業者の高齢化や担い手不足、農地保全に対する有効な取組になりました。

<「都市農地貸借円滑化法（特定農地貸付法含む）」の活用数>（平成30年度～令和6年度）

	平成	令 和						
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
自ら耕作		0	2	5	8	4	2	5
市民農園 (特定貸付含む)※1		1	0	0	4 (3)	0	3 (3)	0
※表の活用数は市が承認した年度								34

【※1について】

区市町村及び農業協同組合が、農地を借りて市民農園型を開設する場合の法律は、「特定農地貸付法」になります。



<都市農地を借りて自ら耕作する活用>

令和7年3月現在

	農園名	所在地	面積	年度(承認)	内容・理由
1	chofu みらい farm	飛田給	1,854 m ²	令和元年度	体験ファーム (令和2年度開設)
2	—	国領町	912 m ²	令和元年度	経営規模拡大
3	—	染地	363 m ²	令和2年度	経営規模拡大
4	—	染地	638 m ²	令和2年度	経営規模拡大
5	—	染地	1,044 m ²	令和2年度	経営規模拡大
6	—	布田	1,482 m ²	令和2年度	経営規模拡大
7	—	染地	1,391 m ²	令和2年度	経営規模拡大
8	—	小島町	2,909 m ²	令和3年度	経営規模拡大
9	—	国領町	1,229 m ²	令和3年度	経営規模拡大
10	第三小学校	上石原	296 m ²	令和3年度	学童農園 (令和5年度開設)
11	—	染地	859 m ²	令和3年度	農業体験運営
12	—	布田	701 m ²	令和3年度	農業体験運営
13	—	上石原	675 m ²	令和3年度	農業体験運営
14	—	西つつじヶ丘	639 m ²	令和3年度	農業体験運営
15	—	深大寺北町	683.66 m ²	令和3年度	農業体験運営
16	—	染地	1,154 m ²	令和4年度	農業体験運営
17	—	富士見町	605 m ²	令和4年度	農業体験運営
18	—	下石原	1,710 m ²	令和4年度	農業体験運営
19	—	国領町	1,482 m ²	令和4年度	経営規模拡大
20	滝坂小学校	東つつじヶ丘	320 m ²	令和5年度	学童農園 (令和7年度開設予定)
21	—	深大寺南町	6,966 m ²	令和5年度	・経営規模拡大 ・田んぼ体験農園 (令和6年度開設)
22	—	菊野台	915 m ²	令和6年度	経営規模拡大
23	—	菊野台	1,404 m ²	令和6年度	経営規模拡大
24	—	多摩川	518 m ²	令和6年度	経営規模拡大
25	—	菊野台	3,839 m ²	令和6年度	経営規模拡大
26	—	佐須町	340 m ²	令和6年度	経営規模拡大

<都市農地貸借円滑化法により都市農地を借りて市民農園を開設する活用> 令和7年3月現在

	農園名	所在地	面積	年度（承認）	運営
1	シェア畠仙川	仙川町	2,099 m ²	平成30年度	民間 (平成30年度開設)
2	シェア畠深大寺	深大寺北町	760 m ²	令和3年度	民間 (令和3年度開設)

<特定農地貸付法により都市農地を借りて市民農園を開設する活用> 令和7年3月現在

	農園名	所在地	面積	年度（承認）	運営
1	上石原市民農園	上石原	900 m ²	令和3年度	調布市 (令和4年度開設)
2	下石原第2市民農園	下石原	1609.88 m ²	令和3年度	調布市 (令和4年度開設)
3	若葉町市民農園	若葉町	1850.54 m ²	令和3年度	調布市 (令和4年度開設)
4	東つつじヶ丘市民農園	東つつじヶ丘	1013.15 m ²	令和5年度	調布市 (令和6年度開設)
5	深大寺南町第3市民農園	深大寺南町	722 m ²	令和5年度	調布市 (令和6年度開設)
6	J Aマイinz ふれあい ファーム篠崎	布田	315 m ²	令和5年度	J A (令和6年度開設)

都市農地の貸借の円滑化に関する法律(都市農地貸借法)の概要

(平成30年9月1日施行)

1 都市農地を借りて市民農園を開設するケース

	通常（特定農地貸付法）	都市農地貸借法 (特定都市農地貸付け)
・農地の借り方	農地所有者から直接借りること ができない 地方公共団体・農地利用集積円 滑化団体・農地中間管理機構の 介在が必要となる	農地所有者から直接借りること ができる スムーズに農地を貸りることが できる
・相続税納税猶予制度	打ち切り 納税猶予が打ち切られ、猶予税 額と利子税の納税が必要	継続 相続税納税猶予を受けたままで 農地を貸すことができる

【市民農園とは（法律の要件）】

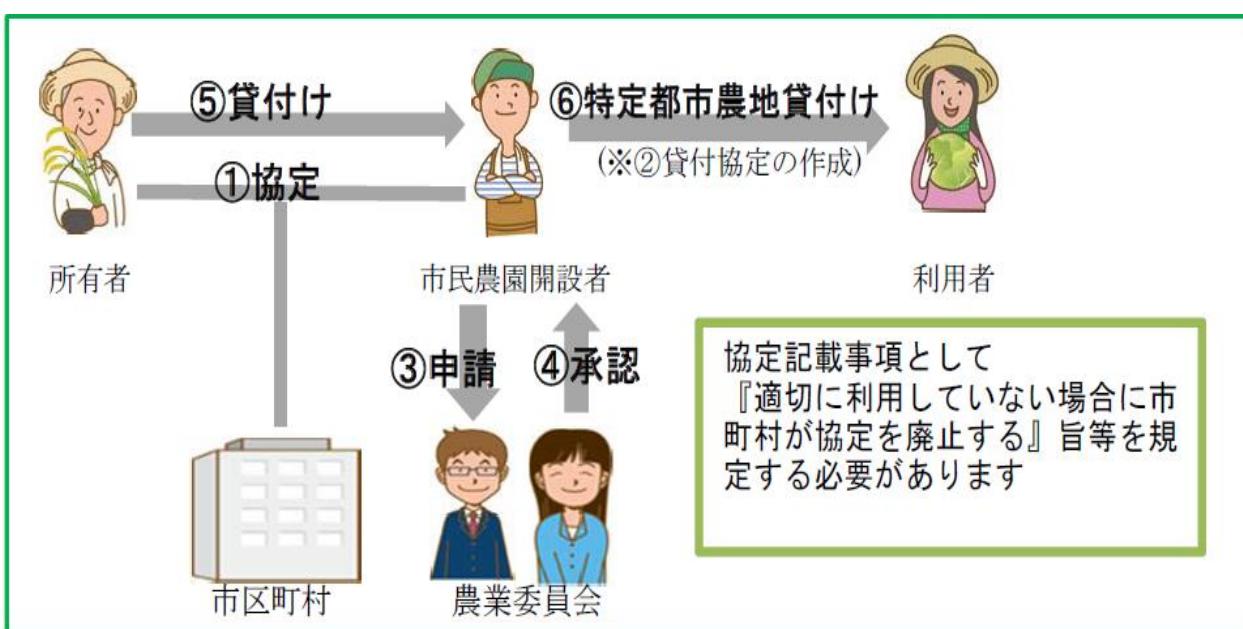
- ・市民農園利用者当たりの貸付が10a(1,000m²)未満
- ・貸付期間（対市民農園利用者）が5年未満
- ・複数の者を対象（公募）
- ・市民農園利用者は営利を目的としないこと（スーパー等に出荷しない）

【開設の流れ】

市民農園の開設者（民間企業等）が、農地の所有者（農家さん）及び市町村と『貸付協定』を締結したうえで、農業委員会に承認申請。

承認を受けた都市農地（生産緑地）は、農地法の特例を受け、上記のメリットを受けることができます。

※相続税の納税猶予については別途税務署への届出が必要



2 都市農地を借りて自ら耕作するケース

	通常（農地法による貸借）	都市農地貸借法
・法定更新 (農地法による契約の自動的更新制度)	適用される 契約を更新しないことについて知事の許可がない限り農地が返ってこない	適用されない <u>契約期間経過後に農地が返ってくるので安心して農地を貸せる</u>
・相続税納税猶予制度	打ち切り 納税猶予が打ち切られ、猶予税額と利子税の納税が必要	継続 相続税納税猶予を受けたままで農地を貸すことができる

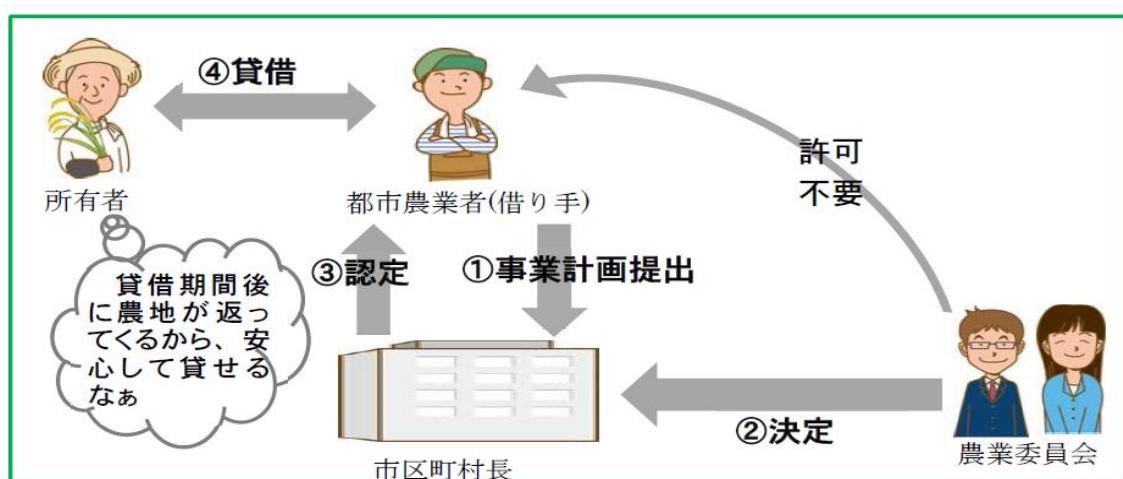
【手続きの流れ】

都市農地の借り手が耕作の事業に関する計画(事業計画)を作成の上、市区町村長の認定を受けることができます。この認定を受けた事業計画に従って都市農地に設定された賃貸借等は、上記メリットを受けることができます。

※相続税納税猶予制度については税務署への届出が必要

【事業計画の認定の基準】

- ・都市農業の機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作を行うか。
- 例 → 生産物の一定割合を地元直売所等で販売
 　→ 防災協力農地として市町村等と防災協力協定を締結
 　→ 都市住民が農作業体験を通じて農作業に親しむ取組等
- ・農地の全てを効率的に利用するか等。



参考（農地保全関連諸制度の改正等）

- ・平成27年 都市農業振興基本法の制定・施行
- ・平成28年 都市農業振興基本計画閣議決定
- ・平成29年 改正生産緑地法等の施行
都市計画運用指針の改定
- ・平成30年 都市農地の貸借の円滑化法の制定・施行
改正農地法の施行
租税特別措置法の改正・施行
生産緑地法施行規則の改正

【参考】生産緑地制度の概要(東京都都市整備局ホームページ)



文字サイズ 韓小 韓大 拡大 Language 選択総合ホームページ

検索ワードを入力



都市整備局について

分野別で探す

窓口で探す

各種申請様式

審議会・計画

よくあるお問合せ

トップページ > 緑地・景観 > 良好な都市環境の形成 > 指定地の総合・創出 > 生産緑地地区

生産緑地地区

最終更新日:令和6(2024)年1月11日

生産緑地地区とは

市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している農地を指定するものです。

良好な都市環境の形成のため、三大都市圏の特定市の市街化区域内の農地等を、宅地化の促進を図る農地等(いわゆるもだか農地)と今後とも保全する農地等とに二分し、後者については、生産緑地法に基づき生産緑地地区に指定し、都市農地の計画的な保全を図っています。



指定によるメリット

- ◆固定資産税が農地課税(生産緑地以外は宅地並み課税)
- ◆相続税の納税猶予制度が適用(生産緑地以外は適用なし)

生産緑地の買取り申出

生産緑地地区に指定されると30年間の営農義務が生じます。その間に、主たる従事者の死亡・身体障害が生じた場合には、生産緑地の所有者は区市町村長に対して買取り申出することが可能です。また、都市計画の告示から30年経過後にはいつでも買取り申出が可能になります。

指定による行為の制限

生産緑地地区内では、次の行為を行う場合、区市町村長の許可が必要になります。

- ・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- ・宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
- ・水面の埋立て又は干拓

ただし、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りではありません。

(10) 都市農地の多面的機能の発揮

《取組10-1》多面的機能の発揮の促進

都市農業・農地の持つ多面的機能の発揮に向け、各種取組を支援します。また、「調布市農業まつり」等のイベントや情報発信媒体を活用して農地の多面的機能をPRします。

《取組10-2》防災機能の強化・拡充

「未来に残す東京の農地プロジェクト」を活用した農業用井戸の設置等の防災機能の強化を引き続き推進します。また、調布市地域防災計画に基づき、農地が有する防災機能を周知することで、その機能が発揮されるよう努めます。

取組名	取組項目	取組内容	推進主体
《取組10-1》 多面的機能の発揮 の促進	多面的機能の 発揮の推進	(1)環境保全、防災、レクリエーション、教育、景観形成、歴史文化継承、健康増進、生物多様性の保全等の機能を発揮するための各種取組 ※各項目で具体的取組の展開	市民・市民団体等 農家 JA 国・東京都等 調布市 農業委員会
	農地の多面的 機能のPR	(1)イベントや情報発信媒体 を活用した都市農業・農地の 多面的機能のPR	農家 JA 調布市 農業委員会
《取組10-2》 防災機能の 強化・拡充	「未来に残す 東京の農地プ ロジェクト」 の推進	(1)「未来に残す東京の農地 プロジェクト」を活用した農 業用井戸の設置等防災機能の 強化・拡充	農家 国・東京都等 調布市 農業委員会
		(1)「災害時協力井戸」登録 の促進	農家 調布市
		(2)「災害時協力農地」防災 機能の発揮	農家 JA 調布市
		(3)農地が有する保水機能や 延焼防止機能等の防災機能の 周知・PR	JA 調布市

主な取組内容

(D0)

《取組 10－1》多面的機能の発揮

- ・滝坂小学校地域において、JAマイinzと連携し新たな学童農園を開設するための土づくりを進めました。（再掲）
- ・深大寺南町、東つつじヶ丘地域に、2園の市民農園を新たに開設しました。また、新たな開設にあたっては、農家の高齢化や担い手不足等、耕作が難しくなった農家への対策の一つとされている都市農地の貸借の円滑化に関する法律を活用することで、農地保全に対する有効な取組を進めました。（再掲）
- ・まちのにぎわいや生産者とのふれあいの場の創出を目的として、JAマイinzや市内農家、トリエ京王調布等と連携し、地場産の採れたて野菜の直売、フード・カフェを楽しむことができる「マルシェ ドウ 調布」を引き続き開催しました。（再掲）

《取組 10－2》防災機能の強化・拡充

- ・都市農地保全支援プロジェクト（都補助事業）の後継事業である「未来に残す東京の農地プロジェクト」を活用し、地域環境に配慮する基盤整備や防災機能を高める整備に伴う費用を補助しました。

★主な取組実績

■未来に残す東京の農地プロジェクト（都補助事業）

農地の持つ防災や環境保全等の多面的機能をより発揮させることや、地域住民に配慮した生産基盤整備、宅地等から農地を創出する取組等により、貴重な都市農地の保全を図りました。

<調布市未来に残す東京の農地プロジェクト補助金交付要綱（令和5年6月29日施行）の概要>

【事業内容】

土留め、フェンス整備、井戸、農薬飛散防止等の生産基盤整備や農家の宅地等から農地を創出する取組や農地を再生する取組などを支援。

【補助対象者】農地保全に意欲的に取り組む農業者及び農業団体

【補助率】整備支援：3／4以内 + 50千円 農地創出・再生：1／2以内

支援内容	補助事業の内容	補助率及び補助対象経費
農地創出型	農地又は農的空間としての利用を目的として、現況非農地を整地・整備し、農地等の面積を増加させる整備に必要な次の各号に掲げるもの (1) 建物等解体処分の一部 (2) 除礫、深耕、客土及び土壤改良 (3) 前2号に掲げるもののほか、農地利用に必要な整備等	補助率は補助対象経費の2分の1以内
農地再生型	遊休農地や条件が悪く貸借が進まない農地を再生利用するための整備又は後継者の就農等に伴う作目転換を促進するための整備に必要な次の各号に掲げるもの (1) 樹木等の障害物除去及び処分 (2) 除礫、深耕、客土及び土壤改良 (3) 2号に掲げるもののほか、農地利用に必要な整備等	補助率は補助対象経費の2分の1（認定新規就農者にあっては、3分の2）以内
生活環境型	地域及び環境に配慮した基盤整備として次の各号に掲げるもの (1) 散策路、遊歩道及び農業用水路の親水化等の整備 (2) 農薬飛散防止施設の整備 (3) 土留め（擁壁を含む。）、フェンス及び生垣の整備 (4) 簡易直売所の整備 (5) 市民農園、体験農園等の整備 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める基盤整備	補助率は補助対象経費の4分の3以内、補助対象経費の下限は実施設計に係る経費を除き、1案件当たり50万円
防災安全型	防災機能を強化するための整備として次の各号に掲げるもの (1) 防災兼用農業用井戸の整備（停電時に必要な非常用発電装置及び周知用看板の整備を含む。） (2) 農業用水路の転落防止施設の整備 (3) 太陽光発電による非常用電源の整備 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める整備	
推進支援型	調査設計、農地保全の理解促進等の農地の保全に必要な次の各号に掲げる経費 (1) 1から4までを実施するために必要な基本調査等 (2) 農地保全のPRに必要な広報活動 (3) 農地防災マップの作成 (4) 体験農園開設に必要なPR資料作成等 (5) 農地創出型実施に伴う地積測量図作成費用 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの	補助率は補助対象経費の2分の1以内

<令和6年度の事業内容>

- ・農業用井戸の設置 1件

※都補助事業を活用して農家が設置した農業用井戸は、現地調査・確認後に「調布市災害時協力井戸」として登録されました。

- ・農地再生 1件

※後継者の新規就農に伴い、植木を切って野菜が栽培できる農地に整備する「農地再生」事業を実施しました。

【整備例】



農業用井戸整備



農地創出整備



防薬ネット整備



土留整備

■【参考】調布市災害時協力井戸（総合防災安全課）

災害時協力井戸は、市内で井戸を利用されている方のご協力を得て、災害時に近隣住民への生活用水等を確保することを目的に実施しております。

- 登録数（令和6年4月1日現在） 44件（市内農家は数件登録）

調布市災害時協力井戸

(令和6年4月1日現在)

No.	事業所名	井戸所在地
1	東京カルメル修道会	調布市深大寺元町3-27-1
2	白百合女子大学	調布市緑ヶ丘1-25
3	白百合女子大学	調布市緑ヶ丘1-25
4	旭東化学産業株式会社 東京工場	調布市染地2-6-3
5	日本交通立川株式会社 調布営業所	調布市深大寺元町5-38-1
6	湯の森深大湯	調布市深大寺北町6-17-3
7	株式会社 浜食	調布市多摩川3-1-1
8	有限会社 神代湯	調布市菊野台1-13-1
9	個人宅	調布市深大寺北町1-25-15
10	梅の湯	調布市深大寺東町6-9-5
11	日本郵船飛田給体育館	調布市飛田給1-54-1
12	武蔵野観光開発株式会社 水神苑	調布市深大寺元町5-10-3
13	東宝共榮企業株式会社	調布市多摩川2-29-1
14	学校法人東京キッズ学園調布白菊幼稚園	調布市東つつじヶ丘2-12-1
15	個人宅	調布市佐須町4-56-6
16	富士フィルムイメージングプロテック株式会社	調布市柴崎1-67-1
17	個人宅	調布市深大寺東町4-29-2
18	個人宅	調布市多摩川3-30-1
19	個人宅	調布市布田2-6-5
20	個人宅	調布市布田3-31-1
21	個人宅	調布市飛田給1-13-1
22	個人宅	調布市染地1-11-8
23	個人宅	調布市国領町6-5-1
24	個人宅	調布市布田6-54-7
25	個人宅	調布市柴崎1-62-5
26	個人宅	調布市深大寺東町2-14-15
27	個人宅	調布市東つつじヶ丘3-29-2
28	個人宅	調布市若葉町3-28-7
29	セボンデルソール調布管理組合	調布市染地3-1-68
30	個人宅	調布市菊野台2-3-3
31	深大寺陶芸教室	調布市深大寺北町1-19-1
32	個人宅	調布市染地2-13-4
33	個人宅	調布市佐須町4-49-6
34	個人宅	調布市深大寺北町3-17
35	個人宅	調布市深大寺東町4-32-8
36	個人宅	調布市布田6-41-3
37	個人宅	調布市西つつじヶ丘4-33-1
38	個人宅	調布市深大寺東町3-16-2
39	個人宅	調布市国領町7-57-5
40	個人宅	調布市深大寺南町3-2-1
41	個人宅	調布市深大寺南町5-36-3
42	個人宅	調布市深大寺元町4-4-2
43	個人宅	調布市深大寺元町4-37-2
44	個人宅	調布市深大寺北町6-35-1

■【参考】災害時における応急対策に関する協定書(総合防災安全課)

災害時、一時緊急的な避難や生鮮食料品等の供給等で自治体に協力する農地

出典:調布市地域防災計画[資料編] 協定No19 災害時における応急対策に関する協定
災害時における応急対策に関する協定書

調布市(以下「甲」という。)とマイズ農業協同組合(以下「乙」という。)とは、調布市地域防災計画に基づく災害時における応急対策について、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第1条 甲は、市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、乙の協力が必要であると認めたときは、次の各号に掲げる事項について協力を要請(以下「協力要請」という。)するものとする。

(1) 生鮮食料品等の供給をすること。

(2) 一時緊急的に農地に避難すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認めたこと。

2 乙に対する協力要請及び連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。ただし緊急の場合は、この限りでない。

3 乙は、協力要請を受けたときは、特別な理由がない場合のほか迅速に協力を行うものとする。

4 乙は、協力要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに甲に連絡するものとする。

(手続)

第2条 この協定に基づく協力要請に係る手続については、別に定める。

(計画の策定等)

第3条 乙は、協力要請について、迅速に応じるために、生鮮食料品等の供給に関する計画を策定し甲に提出するものとする。

(費用の負担)

第4条 乙は、甲の要請により生鮮食料品等を供給したときは、甲に対し、これに要した費用を請求することができる。

(市民の周知)

第5条 甲と乙は、この協定の趣旨を広く市民及び組合員に周知するよう努めなければならない。

(損害補償)

第6条 甲の要請に基づき、第1条第1号に掲げる供給事務に従事した者が死亡、負傷もしくは疾病にかかり、又は廃疾となったときの損害は甲が補償するものとする。

2 前項の補償額は、東京都市町村消防団員等公務災害補償の例による。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成9年9月1日から平成12年8月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲又は乙からなんらの申出がないときは、この協定の有効期間は、更に3年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定の解釈について疑義が生じたときは、又はこの協定に施行について必要な事項は、甲と乙とが別途に協議して定めるものとする。

(雑則)

第9条 この協定の及ぼす範囲は、調布市管内とする。

2 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

この協定を証するため、甲と乙は本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。
平成9年9月1日

甲 調布市
代表者 調布市長 吉尾勝征

乙 マインズ農業協同組合
代表理事組合長 小塚 博



基本方針3 農地の保全・活用

(PLAN)

(11) 農のあるまちづくりの推進

《取組11-1》 農のあるまちづくり

調布市農業振興計画では、「いきいきとした農業経営」、「農のあるまちづくり」、「農地の保全・活用」の3つを掲げ、具体的な取組を展開し、農地の保全・活用を図ります。

また、マルシェの開催によりにぎわいの創出を図ります。

《取組11-2》 農業関係機関との連携

深大寺・佐須地域の里山周辺をはじめ、農地が比較的まとまった地域や住宅地と混在する地域において、農家が実施する周辺住民に配慮した環境整備を支援し、農地と住宅地との共存を促進します。

また、農家の農地保全に資する取組については、農業関係機関とも連携を図りながら推進します。

取組名	取組項目	取組内容	推進主体
《取組11-1》 農のある まちづくり	調布市農業振 興計画の推進	(1)良好な都市環境の形成に 資する、調布市農業の持続的 な振興に関する具体的な取組 の計画的な推進	調布市
	まちのにぎわ いの場の創出	(1)まちのにぎわいや生産者 とのふれあいの場の創出を目的 とした「マルシェ ドウ 調 布」の開催	農家 JA 民間企業 調布市
《取組11-2》 農業関係機関との 連携	農地と住宅地 との共存を促 進	(1)農薬の飛散防止や土の流 失を防ぐ土留め整備等、周辺 住民に配慮した環境整備を支 援し、農地と住宅地との共存 を促進	農家 JA国・東京 都等 調布市
	関連計画と連 携した 農のあるまち づくり	(1)「景観計画」、「都市計画 マスターplan」、「緑の基本 計画」等と連携した取組の検 討	調布市
		(1)農地や崖線樹林等緑地の 一体的な環境保全への理解促 進	調布市

主な取組内容

(D0)

《取組 11-1》農のあるまちづくり

- ・都市農業を取り巻く環境の変化や市内農業者の実態の変化を踏まえ、計画から5年を経過する調布市農業振興計画を改定しました。
- ・市内で都市農地を所有する農家に対し、市独自の補助制度や東京都の補助制度を活用し、農業経営を継続して支援する等、都市農地の保全・活用を図りました。
- ・市内農業者等との連携による「マルシェドウ調布」の開催等、都市農業の振興や理解促進とともに、まちのにぎわいと活気につながる取組に努めました。

《取組 11-2》農業関係機関との連携

- ・周辺住宅への配慮等、地域との調和を図る整備に対する支援に努めました。
- ・関連計画と連携した農のあるまちづくりの取組については、JAマイinzと連携し、都市農地の貸借の円滑化に関する法律を活用した新たな市民農園を開設する準備を進めることで、まちの魅力や市民が農業に触れられる機会の創出を図りました。

★主な取組実績

■調布市農業振興計画の改定



■市民が農業に触れられる機会の創出（再掲）

(32ページ) 参照

■マルシェ ドウ 調布（再掲）

(22ページ) 参照

基本方針3の取組状況

(CHECK)

◆取組の成果についての総括

- ・都市農業を取り巻く環境の変化や市内農業者の実態の変化を踏まえ、計画から5年を経過する調布市農業振興計画を改定することができました。
- ・都補助事業である「未来に残す東京の農地プロジェクト」を活用し、農地の基盤整備事業に対して補助を行うことで、貴重な都市農地の保全を図ることができました。
- ・都の補助制度や市独自の補助制度の周知・申請について、JAマイinzと連携することで、申請に係る農家へのサポート体制を充実させる等、円滑に申請できる支援体制づくりに努めました。
- ・都市農地の貸借の円滑化に関する法律の周知を図ることで、都市農地の保全につなげることができました。

評価	A	【評価区分】取組状況について、S～Dの5段階で評価
S	「十分に取組成果が得られた。」	計画以上に目標を達成した。」
A	「予定した取組成果が得られた。」	計画どおりに目標を達成した。」
B	「一定の取組成果が得られた。」	概ね計画どおりに目標を達成した。」
C	「予定した取組成果が得られなかった。」	目標達成にはやや至らなかった。」
D	「期待した取組成果が得られなかった。」	目標達成までには至らなかった。」

基本方針3の取組の方向性

(ACTION)

◆取組の成果を踏まえた方向性

- ・多様な販路の拡大を目指したマルシェの開催や農業省力化を見据えたスマート農業への対応等、都市農業を取り巻く環境の変化や市内農業の実態の変化を踏まえ、改定した計画に基づき、具体的な取組を進めていきます。
- ・未来に残す東京の農地プロジェクトによる基盤整備は、市内農業者からの需要が高いことから、引き続き制度の周知を図るとともに、予算確保に努めることで事業を継続します。
- ・様々な補助制度の周知や申請については、JAマイinzの協力が不可欠であることから、引き続き緊密な連携を図ります。
- ・都市農地の貸借の円滑化に関する法律の活用については、JAマイinzの協力が不可欠であることから、引き続き緊密な連携を図ります。

資料編

■調布市農業の現状（令和5年度東京都の地域・区市町村別農業データブックより）

I 人口・面積

総土地面積	21.58km ²
総人口(R 6.1.1)	238,774人
総世帯数 R 6.1.1)	123,497世帯

農地面積(R 5.1.1)	122.7(ha)
市街化区域農地面積	122.7
うち生産緑地面積 (R 6)	106.9
市街化調整区域農地面積	—
相続税納税猶予制度適用農地面積(R 6)	57.6

II 農業構造等（令和2(2020)年農業センサス）

総農家数	189(戸)
販売農家数	122
自給的農家数	67

農業従事者数（人）

男	341
女	197
15歳～29歳	144
30歳～34歳	20
35歳～39歳	8
40歳～44歳	15
45歳～49歳	23
50歳～54歳	25
55歳～59歳	18
60歳～64歳	36
65歳～69歳	35
70歳～74歳	41
75歳～79歳	37
80歳～84歳	36
85歳以上	28
	19

平均年齢	60.9歳
------	-------

農業経営体数	129
家族経営体数	127
主業農家数	5
65歳未満農業専従者がいる	5
準主業農家数	82
65歳未満農業専従者がいる	69
副業的農家数	40

(農業構造の続き)

経営耕地面積規模別経営体数	129
経営耕地なし	—
0.3ha未満	21
0.3ha以上～0.5ha未満	41
0.5ha以上～1.0ha未満	52
1.0ha以上～1.5ha未満	13
1.5ha以上～2.0ha未満	1
2.0ha以上～3.0ha未満	1
3.0ha以上～5.0ha未満	—
5.0ha以上～10.0ha未満	—

農産物販売金額規模別経営体数 129(経営体)

農産物の販売なし	6
50万円未満	27
50万円以上～100万円未満	18
100万円以上～300万円未満	36
300万円以上～500万円未満	18
500万円以上～1000万円未満	16
1000万円以上～3000万円未満	6
3000万円以上～5000万円未満	2
5000万円以上～1億円未満	—
1億円以上～3億円未満	—
3億円以上～5億円未満	—
5億円以上	—

認定農業者のいる経営体数(R 6) 50(経営体)

74(人)

III 農業産出額（令和4年）*植木・緑肥作物を除く		
合計	672	(百万円)
野菜	543	
果樹	91	
稻・麦類	0	
豆類	0	
そば・雑穀類	0	
工芸農作物	0	
飼料作物	—	
花き	36	
グランドカバー類	0	
芝	0	

農業産出額順位（グランドカバー類を除き掲載）

順位	品目	構成比(%)
1位	トマト	19
2位	ブドウ	9
3位	コマツナ	9
4位	エダマメ	6
5位	ナス	5

IV 野菜作付延べ面積順位（令和4年）

品目	面積(ha)	収穫量(t)	産出額(百万円)
キャベツ	11.5	351	30
コマツナ	11.1	171	58
ブロッコリー	7.7	55	15
エダマメ	7.6	58	42
ホウレンソウ	7.2	62	27
バレイショ	6.0	100	14
ダイコン	5.7	180	16
ネギ	4.3	58	20
トマト	4.2	234	125
トウモロコシ	4.0	27	7

V 主要果樹面積・収穫量（令和4年）

品目	面積(ha)	収穫量(t)	産出額(百万円)
ブドウ	4.3	38	61
クリ	3.0	3	1
カキ	2.0	15	5
ウメ	1.6	2	1
ブルーベリー	1.5	5	10
キウイフルーツ	1.2	11	4

VI 作付延べ面積（令和4年）

*果樹・花き・植木・グランドカバー類は「ほ場面積」	
合計	144.6 (ha)
野菜	104.5
果樹	15.4
稻・麦類	1.0
豆類	0.1
そば・雑穀類	0.0
工芸農作物	—
飼料作物	—
花き	3.0
植木	20.0
グランドカバー類	0.0
芝	0.2
緑肥作物	0.4

VII 花き類の面積・出荷量（令和4年）

品目 面積(ha) 出荷量(千本,鉢,球)

切花・切葉・切枝	1.5	132
球根	—	—
鉢もの	0.2	7
花壇用苗もの	1.4	115

VIII 家畜飼養状況（令和5年）

家畜	飼養頭数 (みつばちは, ほう群数)	戸数
乳用牛	—	—
肉用牛	—	—
豚	—	—
採卵鶏	—	—
肉用鶏	—	—

■農地面積の推移

年度	生産緑地（A）		宅地介在農地（B）		農地全体(C)=((A)+(B))	
	指定面積（m ² ） (農地割合)	残存率（%）	指定面積（m ² ） (農地割合)	残存率（%）	面積（m ² ）	残存率（%）
H 5	1,691,083 70.38%	100.00%	711,627 29.62%	100.00%	2,402,710	100.00%
H 10	1,634,734 75.62%	96.67%	527,140 24.38%	74.08%	2,161,874	89.98%
H 15	1,542,401 78.08%	91.21%	432,922 21.92%	60.84%	1,975,323	82.21%
H 16	1,493,941 78.52%	88.34%	408,692 21.48%	57.43%	1,902,633	79.19%
H 17	1,466,969 79.27%	86.75%	383,668 20.73%	53.91%	1,850,637	77.02%
H 18	1,450,772 80.09%	85.79%	360,651 19.91%	50.68%	1,811,423	75.39%
H 19	1,426,366 80.81%	84.35%	338,800 19.19%	47.61%	1,765,166	73.47%
H 20	1,401,749 81.44%	82.89%	319,390 18.56%	44.88%	1,721,139	71.63%
H 21	1,369,335 81.05%	80.97%	320,206 18.95%	45.00%	1,689,541	70.32%
H 22	1,356,886 81.99%	80.24%	298,051 18.01%	41.88%	1,654,937	68.88%
H 23	1,338,821 82.66%	79.17%	280,803 17.34%	39.46%	1,619,624	67.41%
H 24	1,308,572 82.95%	77.38%	268,919 17.05%	37.79%	1,577,491	65.65%
H 25	1,297,039 83.85%	76.70%	249,866 16.15%	35.11%	1,546,905	64.38%
H 26	1,288,124 84.29%	76.17%	239,991 15.71%	33.72%	1,528,115	63.60%
H 27	1,263,338 84.42%	74.71%	233,165 15.58%	32.77%	1,496,503	62.28%
H 28	1,242,780 84.90%	73.49%	220,984 15.10%	31.05%	1,463,764	60.92%
H 29	1,223,147 85.01%	72.33%	215,625 14.99%	30.30%	1,438,772	59.88%
H 30	1,183,690 84.97%	70.00%	209,429 15.03%	29.43%	1,393,119	57.98%
H 31	1,164,824 85.65%	68.88%	195,100 14.35%	27.42%	1,359,924	56.60%
R2	1,145,939 85.87%	67.76%	188,503 14.13%	26.49%	1,334,442	55.54%
R3	1,113,868 86.43%	65.87%	174,938 13.57%	24.58%	1,288,806	53.64%
R4	1,114,940 87.48%	65.93%	159,588 12.52%	22.43%	1,274,528	53.05%
R5	1,058,288 84.16%	62.58%	199,237 15.84%	28.00%	1,257,525	52.34%
R6	1,049,177 85.68%	62.04%	175,349 14.32%	24.64%	1,224,526	50.96%

(出典：固定資産税概要調書)

刊行物番号
2025-103

調布市農業振興計画取組状況報告書

発行日 令和7年8月

発 行 調布市

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

TEL 042-481-7182 Fax 042-481-7391

編 集 調布市生活文化スポーツ部農政課

印 刷 庁内印刷